

参考資料

[共通]

- ① 放課後事業等一覧 p. 1

[放課後事業]

- ② 名古屋市放課後事業実施要綱 p. 3
- ③ 放課後事業実施校登録・参加児童数実績一覧（令和元年度・令和2年度） p. 33
- ④ トワイライトルーム実施校選択事業登録及び選択事業参加実績一覧
（令和元年度・令和2年度・令和3年4月） p. 37
- ⑤ プレイルーム以外の主な活動場所の利用状況について p. 38
- ⑥ 地域協力員の人数と主な体験活動について p. 40
- ⑦ トワイライトスクール基本方針図・トワイライトルーム基本方針図 p. 42
- ⑧ トワイライトスクール及びトワイライトルームにおける配慮を要する
児童への対応について（通知） p. 44
（別添資料）「名古屋市トワイライト要配慮児童対応業務委託」概要 p. 69
- ⑨ トワイライトスクール・トワイライトルームにおける食物アレルギー
対応指針 p. 71
- ⑩ 放課後事業の再参加について p. 104
- ⑪ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 p. 106
- ⑫ 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の
留意事項について p. 114
- ⑬ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正す
る省令について p. 115
- ⑭ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴
う留意事項について p. 116
- ⑮ 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例 p. 117
- ⑯ 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例 p. 119
- ⑰ 本市主催の放課後事業スタッフ研修開催実績（令和元年度・令和2年度） p. 121
- ⑱ 愛知県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱（抜粋）及び研修科目
一覧 p. 123
- ⑲ 令和2年度トワイライトスクール等に関するアンケート調査結果 p. 127
- ⑳ 令和2年度土曜学習プログラムの実施状況 p. 212
- ㉑ 名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体コンソーシアム
（共同事業体）取扱要領 p. 213
- ㉒ 名古屋市指名停止要綱 p. 221

[生涯学習開放]

- ㉓ 名古屋市生涯学習開放実施要綱 p. 236
- ㉔ 学校開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱 p. 239
- ㉕ 生涯学習開放（プール開放）管理運営業務委託にかかる取扱基準 p. 242

①放課後事業等一覧

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑬	⑭
区名	学校コード	学校名	郵便番号	所在地	部屋数	プレイ ルーム 面積 (㎡)	設置 階	開始年月	放課後 事業 種別 (※1)	生涯学習 開放 実施校	契約 期間	基本額 区分
千種	2101	内山小学校	464-0075	内山一丁目4-15	2	63	2階	平成18年5月	スクール		5年	A
千種	2102	春岡小学校	464-0848	春岡二丁目5-38	2	108	1階	平成10年9月	スクール		5年	C
千種	2103	千種小学校	464-0858	千種三丁目2-5	2	108	1階	平成15年5月	スクール		5年	C
千種	2104	高見小学校	464-0073	高見一丁目7-1	2	114	1階	平成12年6月	スクール	○	5年	D
千種	2105	大和小学校	464-0084	松軒一丁目4-9	1	89	3階	平成19年5月	スクール		5年	A
千種	2106	田代小学校	464-0831	観月町2-41	2	108	1階	平成14年6月	スクール		5年	F
千種	2107	上野小学校	464-0082	上野二丁目6-1	2	108	1階	平成11年7月	スクール		5年	E
千種	2108	東山小学校	464-0035	橋本町3-20	2	152	1階	平成12年5月	スクール		5年	H
千種	2109	自由ヶ丘小学校	464-0044	自由ヶ丘2-15-24	2	115	1階	平成20年6月	スクール		5年	E
千種	2110	千石小学校	464-0858	千種一丁目1-52	2	108	1階	平成21年3月	スクール		5年	A
千種	2111	富士見台小学校	464-0015	富士見台2-1	2	98	1階	平成14年5月	ルーム		5年	I
千種	2112	星ヶ丘小学校	464-0801	星ヶ丘1-4	2	108	3階	平成18年5月	スクール		5年	C
千種	2113	宮根小学校	464-0008	宮根台二丁目10-19	1	89	2階	平成16年5月	スクール		5年	B
千種	2114	千代田橋小学校	464-0011	千代田橋二丁目3-7	2	108	2階	平成17年6月	スクール		5年	C
千種	2115	見付小学校	464-0817	見附町3-1-3	2	180	1階	平成13年5月	スクール	○	5年	E
昭和	2701	鶴舞小学校	466-0064	鶴舞一丁目1-85	1	66	1階	平成10年7月	スクール		5年	B
昭和	2702	吹上小学校	466-0002	吹上町1-22	2	108	1・2階	平成17年6月	スクール	○	5年	B
昭和	2703	村雲小学校	466-0052	村雲町26-16	1	87	1階	平成18年6月	移行候補校		5年	D
昭和	2704	松栄小学校	466-0848	長戸町2-1	2	123	2階	平成16年5月	ルーム		5年	J
昭和	2705	御器所小学校	466-0034	明月町1-32	1	115	1階	平成11年10月	スクール		5年	D
昭和	2706	広路小学校	466-0853	川原通8-21-2	2	108	1階	平成12年5月	ルーム		5年	E
昭和	2707	八事小学校	466-0838	五軒家町25	1	76	1階	平成20年6月	スクール		5年	B
昭和	2708	白金小学校	466-0058	白金二丁目2-5	2	108	1階	平成13年5月	スクール		5年	A
昭和	2709	川原小学校	466-0852	萩原町2-1	1	86	2階	平成18年6月	スクール		5年	D
昭和	2710	滝川小学校	466-0826	滝川町131	2	143	1・2階	平成19年5月	スクール	○	5年	E
昭和	2711	伊勝小学校	466-0805	伊勝町2-100	2	108	1階	平成14年5月	スクール		5年	C
守山	3301	大森小学校	463-0021	大森四丁目401	1	88	1階	平成16年5月	スクール		5年	D
守山	3302	小幡小学校	463-0011	小幡一丁目3-4	2	108	1階	平成12年6月	ルーム		5年	G
守山	3303	守山小学校	463-0015	西島町6-27	2	109	2階	平成12年6月	ルーム	○	5年	G
守山	3304	甘軒家小学校	463-0064	更屋敷16-16	2	105	1階	平成15年5月	スクール		5年	E
守山	3305	鳥羽見小学校	463-0076	鳥羽見二丁目17-6	2	105	2階	平成20年6月	スクール		5年	C
守山	3306	瀬古小学校	463-0078	瀬古東三丁目1303	2	108	1階	平成18年6月	スクール		5年	E
守山	3307	志段味東小学校	463-0001	上志段味道光323-2	2	116	1階	平成14年10月	スクール		5年	J
守山	3308	志段味西小学校	463-0004	深沢二丁目177	2	116	1階	平成20年6月	ルーム		5年	E
守山	3309	白沢小学校	463-0092	白沢町233	2	151	1階	平成14年6月	スクール		5年	C
守山	3310	本地丘小学校	463-0031	本地が丘908	1	92	1階	平成17年5月	スクール		5年	A
守山	3311	苗代小学校	463-0046	苗代二丁目10-6	2	108	2階	平成25年4月	スクール		5年	D
守山	3312	天子田小学校	463-0037	天子田二丁目1501	2	108	1階	平成13年6月	ルーム		5年	E
守山	3313	二城小学校	463-0088	鳥神町248	2	111	1階	平成20年6月	スクール		5年	E

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑬	⑭
区名	学校コード	学校名	郵便番号	所在地	部屋数	プレイルーム面積(m ²)	設置階	開始年月	放課後事業種別(※1)	生涯学習開放実施校	契約期間	基本額区分
守山	3314	森孝東小学校	463-0033	森孝東一丁目442	2	108	2階	平成21年1月	スクール		5年	A
守山	3315	森孝西小学校	463-0035	森孝一丁目1108	2	109	2階	平成11年9月	スクール	○	5年	B
守山	3316	西城小学校	463-0084	西城二丁目14-3	2	107	1階	平成19年6月	スクール		5年	C
守山	3317	大森北小学校	463-0021	御膳洞321	2	108	1階	平成13年5月	スクール		5年	E
守山	3318	小幡北小学校	463-0011	小幡北1801番地	2	108	2階	平成10年7月	ルーム		5年	D
守山	3319	吉根小学校	463-0004	吉根一丁目1601	2	174	1階	平成19年6月	スクール		5年	E
守山	3320	下志段味小学校	463-0003	大字下志段味字島ノ口1825	2	147	1階	平成24年4月	スクール		5年	J
天白	3601	天白小学校	468-0055	池場二丁目1109	2	108	1階	平成11年7月	ルーム		5年	H
天白	3602	野並小学校	468-0045	野並一丁目60	2	108	1階	平成12年4月	スクール		5年	E
天白	3603	高坂小学校	468-0025	高坂町89	2	108	1階	平成25年4月	スクール		5年	A
天白	3604	八事東小学校	468-0063	音聞山1801	2	102	2階	平成16年4月	スクール		5年	G
天白	3605	表山小学校	468-0069	表山二丁目701	1	91	1階	平成18年5月	スクール	○	5年	E
天白	3606	平針小学校	468-0012	向が丘一丁目620	2	154	1階	平成15年5月	ルーム		5年	E
天白	3607	平針南小学校	468-0020	平針南四丁目402	2	108	3階	平成24年6月	スクール		5年	C
天白	3608	植田小学校	468-0007	植田本町一丁目1201	2	108	1階	平成21年10月	スクール		5年	D
天白	3609	しまだ小学校	468-0023	御前場町351	2	158	1階	平成24年6月	スクール		5年	C
天白	3610	山根小学校	468-0038	山根町189	1	110	3階	平成17年6月	スクール		5年	C
天白	3611	相生小学校	468-0035	境根町36	2	108	2階	平成14年6月	スクール	○	5年	B
天白	3612	大坪小学校	468-0072	大坪二丁目1601	2	180	1階	平成15年6月	ルーム		5年	D
天白	3613	原小学校	468-0015	原五丁目601	2	108	1階	平成19年6月	スクール		5年	F
天白	3614	植田南小学校	468-0051	植田三丁目301	2	108	1階	平成21年11月	スクール		5年	E
天白	3615	平針北小学校	468-0011	平針一丁目501	2	108	1階	平成13年6月	スクール		5年	C
天白	3616	植田北小学校	468-0002	焼山二丁目1302	2	126	1階	平成18年5月	スクール		5年	C
天白	3617	植田東小学校	468-0006	植田東三丁目1003-1	2	113	1階	平成21年6月	ルーム		5年	D

※1 ⑩「放課後事業種別」欄は、トワイライトスクール実施校は「スクール」、トワイライトルーム移行候補校は「移行候補校」、トワイライトルーム実施校は「ルーム」と表記しています。

なお、トワイライトスクール実施校においても、学区の子育て家庭の状況等を踏まえ、事業履行期間内に本市がトワイライトルームに移行することを決定する場合があります。

②名古屋市放課後事業実施要綱

名古屋市放課後事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、小学校年齢期の児童が豊かな放課後を過ごすことを目的とした放課後事業（小学校施設において実施するトワイライトスクール及びトワイライトルームをいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運営主体)

第2条 放課後事業の運営は、この事業の目的を理解し、放課後の事業運営を円滑に実施できる法人格を有する団体等に委託することができる。

第2章 トワイライトスクール

(実施事業)

第3条 教育委員会は、放課後等に、子どもたちが学年の異なる友達と自由に遊び、学び、体験活動に参加し、地域の人々の知識や経験を生かした世代間交流をすることなどを通して、子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、地域における子育て支援の推進や生涯学習の振興などを図るための事業として、トワイライトスクール（以下「スクール」という。）を実施する。

2 スクールは、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく教育事業であるが、次世代育成支援を総合的に推進するため、子ども青少年局長が教育委員会の補助執行をする。

(実施場所)

第4条 スクールは、名古屋市立の小学校（別表1に掲げる小学校を除く。）において実施する。

(開設日及び活動時間)

第5条 スクールの開設日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く、月曜日から土曜日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開設日以外の日に開設することができる。

2 前項に規定する開設日における活動時間は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合はスクールを休止又はスクールの活動時間を短縮する。

(1) 学校教育活動に支障があると校長が認めるとき。

(2) 名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）に規定する授業日（以下「授業のある日」という。）は午前11時の時点で、規則に規定する休業日（以下「授業のない日」という。）は午前7時の時点で、名古屋市に暴風警報又は暴風雪警報（以下「暴風警報等」という。）が発令されている場合及びその時点後に発令された場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点で暴風警報等が解除された場合は、午後1時から実施

する。

(3) 授業のある日は午前11時の時点で、授業のない日は午前7時の時点で、当該小学校の学区に避難勧告、避難指示（緊急）及び特別警報が発令された場合及びその時点後に発令された場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点で避難勧告、避難指示（緊急）及び特別警報が解除された場合は、午後1時から実施する。

(4) 授業のある日は午前11時の時点で、授業のない日は午前7時の時点で、名古屋市地域防災計画に規定する職員の第4非常配備に相当する事由が発生している場合及びその時点後に発生した場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点でその事由が消滅している場合には、午後1時から実施する。

(5) 授業のある日は午前11時の時点で、授業のない日は午前7時の時点で、名古屋市地域防災計画に規定する職員の第3非常配備に相当する事由が発生し、かつ、当該小学校若しくはその周辺に相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあると教育委員会が認める場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点でその事由が消滅している場合には、午後1時から実施する。

(6) 台風の接近に伴い、学校の休校が前日に決定された場合。

(7) その他教育委員会が必要と認めるとき。

4 前項第1号から第6号までの規定にかかわらず、教育委員会がスクールの実施に支障がないと認めるときは、活動を行うことができる。

5 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合のスクールの休止又はスクールの活動時間の短縮は、発表の都度、教育委員会から指示するものとする。

（スクールの対象児童）

第6条 スクールの対象児童は、原則として各小学校に在籍する児童又は当該学区に在住する小学校1年生から6年生までの児童で参加を希望する者とする。

（スクールへの参加登録）

第7条 スクールへの参加を希望する児童の保護者は、参加を希望する年度ごとにトワイライトスクール参加申込書（第1号様式）を教育委員会に提出するものとする。

（届出）

第8条 前条の規定により参加登録をした児童の保護者は、登録児童若しくは保護者の氏名又は住所等に変更があったときは、速やかにトワイライトスクール参加申込内容変更届（第2号様式）を教育委員会へ提出するものとする。

（預り金）

第9条 スクールを運営する者は、この事業を実施するに際して、行事等に要する費用の一部を徴収することができる。

（運営スタッフ）

第10条 スクールの運営スタッフとして、運営指導者及び地域協力員を配置するものとする。

2 運営指導者はスクールの運営全般の総括及び総合調整を行い、地域協力員は児童の見

守りや活動支援などを行うものとする。

(運営連絡会)

第11条 スクールの運営についての意見の聴取等のため、小学校ごとに運営連絡会を置くものとする。

2 運営連絡会の委員は、学区における様々な地域団体の代表者や学校関係者等で構成する。

第12条から第17条まで 削除

第3章 トワイライトルーム

(実施事業)

第18条 市長は、第3条第1項に規定する事業とともに保護者が家庭にいないことなどにより、子育てへの援助を希望する家庭の児童に対して、より生活に配慮した事業（以下「選択事業」という。）を行うトワイライトルーム（以下「ルーム」という。）を実施することができる。

(準用)

第19条 第2章（第3条及び第4条を除く。）の規定は、ルームの実施に関し必要な事項について準用する。この場合において、これらの規定中「スクール」とあるのは「ルーム」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と、第5条中「別表第2」とあるのは「別表第3」と、「午前7時」とあるのは「午前6時（土曜日は午前7時）」と、第7条中「トワイライトスクール参加申込書（第1号様式）」とあるのは「トワイライトルーム参加申込書（第9号様式）」と、第8条中「トワイライトスクール参加申込内容変更届（第2号様式）」とあるのは「トワイライトルーム参加申込内容変更届（第13号様式）」と読み替えるものとする。

(ルームの実施校)

第20条 ルームは、名古屋市立の別表第1に掲げる小学校において実施する。

(選択事業の対象児童)

第21条 選択事業の対象児童は、第19条の規定により読み替えて準用する第7条の規定により参加申込みをしたルームの登録者のうち、保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を希望する家庭の児童で市長が認める者とする。

2 一のルームにおける選択事業の登録児童の定員は、40名とする。ただし、参加状況を踏まえ、運営上支障がないと市長が認める場合は、定員を超えて受け入れることができる。

(選択事業登録)

第22条 選択事業への登録を希望する児童の保護者は、トワイライトルーム参加申込書のほかに、子育てへの援助を希望する事由を申告及び申立する書類を添付してトワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書（第10号様式）又はトワイライトルーム選択事業継続登録申請書（第10号の2様式）を、登録を希望する年度ごとに市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、本条の規定によ

る申請書の提出を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、登録の可否をトワイライトルーム選択事業登録（一時利用登録）承諾書兼利用料決定通知書（第11号様式）又はトワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書（第12号様式）により保護者に通知するものとする。ただし、この場合において、市長は、保護者が次条第2項に規定する利用料又は第25条第3項に規定する一時利用料を滞納しているときは、別に規定するところにより選択事業の登録を不承諾とすることができる。
- 3 前項の規定により選択事業に登録された児童（以下「選択登録児童」という。）の保護者は、選択事業登録の内容の変更を希望するときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、登録内容の変更の可否をトワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書（第15号様式）又はトワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書（第12号様式）により保護者に通知するものとする。
- 5 選択事業の登録期間などの取扱いについては、別に定める。

（利用料）

第23条 選択登録児童の保護者は、利用料を負担する。

- 2 前項の利用料の額は、児童1人につき、18時まで利用する場合は月額1,500円、19時まで利用する場合は月額6,500円とする。
- 3 市長は、前条第2項の規定により選択事業への登録を承諾したときは、前項に規定する利用料の額をトワイライトルーム選択事業登録（一時利用登録）承諾書兼利用料決定通知書（第11号様式）により当該保護者に通知するものとする。
- 4 選択事業の登録期間が月の途中で開始又は終了する場合における当該月の利用料は、第2項に規定するとおりとする。
- 5 前条第4項の規定により月の途中で選択事業登録の時間帯の変更の決定を受けた場合における当該月の利用料は、第2項に規定する19時まで利用する場合の額とする。

（利用料の減免）

第24条 市長は、選択登録児童の保護者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該保護者の申請により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について、利用料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者 前条第2項に規定する利用料の2分の1に相当する額
 - (2) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年名古屋市条例第43号）第2条第1項第2号及び第3号に規定する児童の保護者（同条第2項第4号に規定するひとり親家庭の母等を除く。） 前条第2項に規定する利用料の2分の1に相当する額
 - (3) その他市長が認める者 市長が定める額
- 2 前項の規定により利用料の減免を受けようとする者は、トワイライトルーム選択事業

・一時利用登録申請兼減免申請書（第10号様式）、トワイライトルーム選択事業継続登録申請書（第10号の2様式）又はトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、利用料の減免の申請をした際、減免を受けようとする事由を証明する書類がやむを得ない理由により添付できず、減免の承認を受けることができなかった利用者は、登録の決定日から起算して30日以内にトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出することにより、遡って減免の承認を受けることができるものとする。

- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、利用料の減免の可否をトワイライトルーム選択事業登録（一時利用登録）承諾書兼利用料決定通知書（第11号様式）、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書（第15号様式）又はトワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書（第12号様式）により保護者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により減免の承認の決定を受けている保護者は、第1項各号に掲げる事由に該当しなくなったときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を確認のうえ、減免の承認内容の変更についてトワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書（第15号様式）により保護者に通知するものとする。
- 6 市長は、第3項により減免の承認の決定を受けている保護者が第1項各号に掲げる事由に該当しなくなったと認めるときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書（第20号様式）により保護者に通知するものとする。
- 7 利用料の減免は第3項に規定する減免の承認の決定を受けた日の属する月以降の利用料に適用するものとし、利用料の減免の取消しは第6項に規定する減免の取消しの決定を受けた日の属する月の翌月以降の利用料に適用するものとする。

（一時利用）

第25条 保護者（第19条の規定により読み替えて準用する第7条の規定により参加申込みをした者に限る。以下この条において同じ。）の就労、傷病、災害、事故、出産、親族の看護又は介護及び冠婚葬祭等やむを得ない事由により、一時的に利用を必要とする場合は、選択登録児童以外の児童であっても、一時的に選択登録児童を対象とする時間帯に参加（以下「一時利用」という。）することができる。ただし、ルームの運営上支障がある場合はこの限りでない。

- 2 一時利用する児童の保護者は、事業の実施に要する費用の一部（以下「一時利用料」という。）を負担する。
- 3 一時利用料の額は、児童1人につき、1日1,000円とする。
- 4 一時利用への登録を希望する児童の保護者は、登録を希望する年度ごとにトワイライ

トルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書（第10号様式）又はトワイライトルーム選択事業継続登録申請書（第10号の2様式）をあらかじめ市長に提出するものとする。

- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、登録の可否をトワイライトルーム選択事業登録（一時利用登録）承諾書兼利用料決定通知書（第11号様式）又はトワイライトルーム一時利用登録・減免不承諾通知書（第18号様式）により保護者に通知するものとする。この場合において、市長は保護者が第23条第2項に定める利用料又は第3項に定める一時利用料を滞納しているときは、別に定めるところにより一時利用の登録を不承諾とすることができる。
- 6 前項の規定により一時利用の登録の承諾を受けた保護者が、一時利用を希望するときは、トワイライトルーム一時利用申込書（第16号様式）を一時利用しようとする日の前日までに市長に提出するものとする。

（一時利用料の減免）

第26条 市長は、一時利用登録児童の保護者が第24条第1項の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該保護者の申請により、第24条第1項の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について、利用料を減免することができる。

- 2 前項の規定により一時利用料の減免を受けようとする者は、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書（第10号様式）又はトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、利用料の減免の申請をした際、減免を受けようとする事由を証明する書類がやむを得ない理由により添付できず、減免の承認を受けることができなかった利用者は、登録の決定日から起算して30日以内にトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出することにより、遡って減免の承認を受けることができるものとする。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、一時利用料の減免の可否をトワイライトルーム選択事業登録（一時利用登録）承諾書兼利用料決定通知書（第11号様式）、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書（第15号様式）又はトワイライトルーム一時利用登録・減免不承諾通知書（第18号様式）により保護者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により減免の承認の決定を受けている保護者は、第24条第1項各号に掲げる事由に該当しなくなったときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、減免の承認内容の変更についてトワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書（第15号様式）により保護者に通知するものとする。
- 6 市長は、第3項の規定により減免の承認の決定を受けている保護者が第24条第1項各号

に掲げる事由に該当しなくなつたと認めるときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書（第20号様式）により保護者に通知するものとする。

- 7 利用料の減免は第3項に規定する減免の承認の決定を受けた日の属する月以降の利用料に適用するものとし、利用料の減免の取消しは第6項に規定する減免の取消しの決定を受けた日の属する月の翌月以降の利用料に適用するものとする。

（選択事業利用料及び一時利用料の納付方法）

第26条の2 選択事業利用料及び一時利用料は、原則として、口座振替又は自動払込みの方法により納付するものとする。

（選択事業利用料及び一時利用料の還付）

第27条 既納の利用料及び一時利用料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について、還付することができる。

- (1) 地震、火災その他災害等又は工事その他の管理上やむを得ない事由により月の開設日の半分以上について開設することができなかつた場合は当該月の選択事業利用料の半額、月の開設日の全部について開設することができなかつた場合は当該月の選択事業利用料の全額。
- (2) 感染症の拡大防止等のために、市長が月の開設日のうち半分以上利用を制限した場合は当該月の選択事業利用料の半額、月の開設日の全部について利用を制限した場合は当該月の選択事業利用料の全額。
- (3) 選択登録児童の傷病により月の開設日の全部について利用できなかつた場合は当該月の選択事業利用料の全額。
- (4) 第24条第2項又は第26条第2項の規定により遡って減免を受けた場合は当初決定された利用料から減免後の利用料を控除した額。
- (5) その他市長が必要と認めるときは市長が定める額。

（過誤納金の取扱い）

第27条の2 既納の利用料及び一時利用料のうち、過納又は誤納のために還付すべきもの（以下「過誤納金」という。）があるときは、市長は速やかに、保護者に過誤納金相当額を還付しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該保護者に、未納の利用料及び一時利用料があるときは、当該過誤納金を未納に係る納付金に充当するものとする。
- 3 第1項の場合において、市長が特別の事由があると認めたときは、当該過誤納金を納期が到来していない納付金に充当することができるものとする。

（登録取消）

第28条 選択事業の登録又は一時利用の登録をしている児童の保護者が、選択事業又は一時利用を希望しなくなつたときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録取消届（第19号様式）を市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、本条の規定による取消届の提出を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定による届出が提出されたときは、その内容を確認のうえ、選択事業の登録又は一時利用の登録の取り消しについて、トワイライトルーム選択事業・一時

利用登録及び減免取消通知書（第20号様式）により保護者に通知するものとする。

3 市長は、次のいずれかに該当するときは、既に承諾した選択事業の登録及び一時利用の登録を取り消すことができる。

(1) 選択事業の登録又は一時利用の登録をしている児童がその対象児童でなくなったと市長が認めるとき。

(2) 保護者が第23条第2項に定める利用料又は第25条第3項に定める一時利用料を滞納したとき。

4 市長は、前項の規定により選択事業の登録又は一時利用の登録を取り消すときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書（第20号様式）により保護者に通知するものとする。

（運営スタッフ）

第29条 ルームの運営スタッフとして、第10条に規定する運営指導者及び地域協力員に加えて、子ども指導員を配置する。

2 子ども指導員は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定する放課後児童支援員とする。

3 子ども指導員は、子どもの活動や生活の指導等を行う。

第4章 その他

（委任）

第30条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども青少年局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から実施する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

名古屋市トワイライトスクール実施要綱

名古屋市放課後子どもプランモデル事業実施要綱

3 市長は、保護者が前項の規定による廃止前の名古屋市放課後子どもプランモデル事業実施要綱に規定する利用料又は一時利用料を滞納しているときは、第22条第2項ただし書及び第28条第3項第2号の規定を適用して選択事業及び一時利用の登録を不承諾及び取消しすることができるものとする。

4 この要綱に基づくスクール、ルーム及び経過措置の手続その他の行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

5 第1条中、トワイライトスクール時間延長モデル事業廃止に伴う経過措置及び第12条から第17条の規定は、平成26年3月31日限り、効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱第1号様式及び第9号様式から第20号様式までの規定は、平成26年度に係る登録の手続から適用し、平成25年度に係る登録の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱第1号様式、第9号様式、第10号様式及び第16号様式の規定は、平成27年度に係る登録の手続から適用し、平成26年度に係る登録の手続については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別表第1（第4条及び第20条関係）

（トワイライトルーム実施校） 富士見台小学校、山吹小学校、葵小学校、砂田橋小学校、名北小学校、金城小学校、宮前小学校、児玉小学校、平田小学校、なごや小学校、牧野小学校、岩塚小学校、八社小学校、ほのか小学校、大須小学校、正木小学校、松栄小学校、広路小学校、弥富小学校、高田小学校、高蔵小学校、船方小学校、大宝小学校、八幡小学校、戸田小学校、千音寺小学校、小碓小学校、南陽小学校、稲永小学校、笠寺小学校、菊住小学校、小幡小学校、守山小学校、志段味西小学校、天子田小学校、小幡北小学校、鳴海東部小学校、有松小学校、戸笠小学校、黒石小学校、南陵小学校、大高北小学校、小坂小学校、藤が丘小学校、香流小学校、梅森坂小学校、北一社小学校、天白小学校、平針小学校、大坪小学校、植田東小学校	
--	--

別表第2（第5条関係）

トワイライトスクール活動日	トワイライトスクール活動時間
授業のある日	授業終了後から午後6時まで
授業のない日	午前9時から午後6時まで

別表第3（第19条関係）

トワイライトルーム活動日	トワイライトルーム活動時間
授業のある日	授業終了後から午後5時まで 選択事業は授業終了後から午後7時まで
土曜日	午前9時から午後5時まで 選択事業は午前9時から午後6時まで
授業のない日 （土曜日を除く）	午前8時から午後5時まで 選択事業は午前8時から午後7時まで

(宛先) 名古屋市教育委員会

次のとおり _____ 小学校トワイライトスクールへの参加を申し込みます。

学年	組	児 童 氏 名	性別	生 年 月 日
		<ふりがな>		年 月 日 生

保護者氏名 (申込者氏名)	<ふりがな>
住所	〒 — 電話番号 () —
緊急連絡先	連絡順① 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () 〔続柄 () — — 〕 連絡順② 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () 〔続柄 () — — 〕 連絡順③ 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () 〔続柄 () — — 〕

★ トワイライトスクールに申し込みをしている兄弟姉妹

学年	組	児 童 氏 名	学年	組	児 童 氏 名

★ 自宅付近の地図

--

--

★ 児童のかかりつけ医（緊急時に診ていただく医療機関名等をお書きください。）

診療科	医療機関名	電話番号	医師からの助言等がありましたらお知らせください

★ 児童が下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐身体障害者手帳を所持 ☐愛護手帳を所持 ☐精神障害者保健福祉手帳を所持
☐特別支援学級に在籍 ☐通級指導教室に通級 ☐医師の診断を受けている（発達障害等）

★ 児童に食物アレルギーがあり、下記事項に該当する場合は□にチェックを入れてください。

☐学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）
☐アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている

★ 児童の安全な活動のために必要となりますので、下記の事項で、ご心配なことやスタッフに気をつけてほしいと思われることがありましたらお書きください。

① 健康・身体面 (例：ぜんそくがある、肩を脱臼しやすい、など)
② 性格・行動面 (例：かっとなりやすい、人見知りが強い、特定のものにこだわりが強い、など)
③ 特別な配慮や支援が必要な場合はお書きください。 (例：右の耳に補聴器を付けているが聞き取りにくい音がある、など)
④ その他、前もってお知らせいただくことがあればお書きください。

※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。

※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

第2号様式

トワイライトスクール参加申込内容変更届

年 月 日

(宛先) 名古屋市教育委員会

保護者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

_____小学校トワイライトスクール

1 現在の登録内容

保護者氏名	
-------	--

学年	組	児 童 氏 名	生 年 月 日
		<ふりがな>	年 月 日 生
		<ふりがな>	年 月 日 生
		<ふりがな>	年 月 日 生

2 変更後（変更のあった日： 年 月 日）

変更事項	変更後の内容
☐ 児童氏名 ☐ 保護者（父・母・その他） ☐ 保護者氏名 ☐ 住所・電話番号 ☐ 緊急連絡先 ☐ かかりつけ医 ☐ その他	

注：該当する□の中へレ印をつけてください。

(宛先) 名古屋市長

次のとおり _____ 小学校トワイライトルームへの参加を申し込みます。

学年	組	児 童 氏 名	性別	生 年 月 日
		<ふりがな>		年 月 日 生

保護者氏名 (申込者氏名)	<ふりがな>
住所	〒 — 電話番号 () —
緊急連絡先	連絡順① 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () [続柄 () — —] 連絡順② 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () [続柄 () — —] 連絡順③ 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () [続柄 () — —]

★ トワイライトルームに申し込みをしている兄弟姉妹

学年	組	児 童 氏 名	学年	組	児 童 氏 名

★ 自宅付近の地図

--

--

★ 児童のかかりつけ医（緊急時に診ていただく医療機関名等をお書きください。）

診療科	医療機関名	電話番号	医師からの助言等がありましたらお知らせください

★ 児童が下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐身体障害者手帳を所持 ☐愛護手帳を所持 ☐精神障害者保健福祉手帳を所持
☐特別支援学級に在籍 ☐通級指導教室に通級 ☐医師の診断を受けている(発達障害等)

★ 児童に食物アレルギーがあり、下記事項に該当する場合は□にチェックを入れてください。

☐学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）
☐アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている

★ 児童の安全な活動のために必要となりますので、下記の事項で、ご心配なことやスタッフに気をつけてほしいと思われることがありましたらお書きください。

① 健康・身体面
（例：ぜんそくがある、肩を脱臼しやすい、など）

② 性格・行動面
（例：かっとなりやすい、人見知りが強い、特定のものにこだわりが強い、など）

③ 特別な配慮や支援が必要な場合はお書きください。
（例：右の耳に補聴器を付けているが聞き取りにくい音がある、など）

④ その他、前もってお知らせいただくことがあればお書きください。

◎ 選択事業・一時利用の登録をご希望の方は、この申込書とともに「トワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書(第10号様式)」等必要書類を提出してください。

※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。
また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。

※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

保護者

住所	(〒 -)
フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日生
電話番号	

次のとおり、 小学校トワイライトルーム選択事業・一時利用の登録・減免を申請します。

なお、必要な場合は、名古屋市において生活保護受給状況、ひとり親家庭の児童等の医療費助成の受給状況及び各種手帳受給状況について確認されることに同意します。

(必要事項を記入し、該当する□に☒チェックを入れてください)

1 登録を希望する児童

学年	組	児 童 氏 名	生 年 月 日
		＜フリガナ＞	
			年 月 日生

2 食物アレルギーの有無

① ☐ あり (該当するものを○で囲んでください。) ② ☐ なし

①えび ②かに ③小麦 ④そば ⑤卵 ⑥乳 ⑦落花生 ⑧大豆 ⑨オレンジ
⑩キウイフルーツ ⑪くるみ ⑫バナナ ⑬もも ⑭りんご ⑮ゼラチン ⑯あわび
⑰いか ⑱いくら ⑲ごま ⑳カシューナッツ ㉑牛肉 ㉒鶏肉 ㉓豚肉 ㉔さけ
㉕さば ㉖まつたけ ㉗やまいも ㉘その他 ()

3 減免の申請の有無

① ☐ あり (事由) ① ☐ 生活保護 ② ☐ ひとり親医療証 ③ ☐ その他)
② ☐ なし

4 登録を希望する制度（選択事業と一時利用の両方登録する場合、両方に☒チェックを入れてください。）

① ☐ 選択事業	⇒ 続けて5～7にご記入ください。
② ☐ 一時利用	⇒ 記入していただく項目は以上です。

5 登録を希望する時間帯・期間

希望する 時 間 帯	① ☐ 18時まで (1,500円/月)	希望する 期 間	年	月	日から
	② ☐ 19時まで (6,500円/月)		年	月	日まで

6 登録を希望する理由 ※枠内から選んで記入し、申告書・申立書を添付してください。

保護者1
(続柄： 番号：)

保護者2
(続柄： 番号：)

①就労 ②求職活動 ③就学・技能訓練
④傷病療養・親族の看護・介護
⑤妊娠中・出産後 ⑥災害復旧 ⑦その他

7 参加予定（17時以降参加される曜日の欄に○を記入してください。）

	月	火	水	木	金	土	長期休業
17時以降の参加							

※ この書面上の個人情報、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

※ 利用料の滞納がある場合、登録をお断りしたり、登録を取り消したりすることがあります。

トワイライトルーム選択事業継続登録申請書

(宛先) 名古屋市長

次のとおり、トワイライトルーム選択事業の登録・減免を申請します。

児童氏名 _____

学校名 _____ 児童番号 _____

※次年度の選択事業登録について、「現登録状況」からの「変更有無」のいずれかに○をつけ、「②変更あり」の場合は「変更内容」に変更後の内容をご記入ください。

	現登録状況	変更有無	変更内容
住所		①変更なし ②変更あり	
保護者氏名		①変更なし ②変更あり	
選択事業 登録時間帯		①変更なし ②変更あり	
選択事業 登録期間		①変更なし ②変更あり	
一時利用		①変更なし ②変更あり	
減免登録		①変更なし ②変更あり	
減免事由		①変更なし ②変更あり	

裏面もご記入ください

※現登録状況と変更の無い場合もご記入ください。

登録を希望する理由

※枠内から選んで記入し、申告書・申立書を添付してください。

保護者1（続柄： 番号： ） 保護者2（続柄： 番号： ）

- | |
|--|
| ①就労 ②求職活動 ③就学・技能訓練 ④傷病療養・親族の看護・介護 |
| ⑤妊娠中・出産後 ⑥災害復旧 ⑦その他 |

参加予定

※17時以降参加される曜日の欄に○を記入してください。

	月	火	水	木	金	土	長期休業
17時以降の 参加予定							

アレルギー

- ①なし ②あり

※該当するものを○で囲んでください。

- | |
|---|
| ①えび ②かに ③小麦 ④そば ⑤卵 ⑥乳 ⑦落花生 |
| ⑧大豆 ⑨オレンジ ⑩キウイフルーツ ⑪くるみ ⑫バナナ ⑬もも |
| ⑭りんご ⑮ゼラチン ⑯あわび ⑰いか ⑱いくら ⑲ごま |
| ⑳カシューナッツ ㉑牛肉 ㉒鶏肉 ㉓豚肉 ㉔さけ ㉕さば |
| ㉖まつたけ ㉗やまいも ㉘その他（ ） |

※この書面上の個人情報は、本事業の運営に必要な範囲で利用し、目的外利用はしません。

※利用料の滞納がある場合、登録をお断りしたり、登録を取り消したりすることがあります。

必要な場合は、名古屋市において生活保護受給状況及びひとり親家庭の児童等の医療費助成の受給状況について確認されることに同意します。

（宛先）名古屋市長

上記のとおり申請します。

申請日： 年 月 日 署名： _____

表面の記入をご確認ください

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム〔選択事業登録
一時利用登録〕承諾書兼利用料決定通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム〔選択事業登録
一時利用登録〕につきまして、
次のとおり承諾し、利用料を決定しましたので通知します。

トワイライトルーム名称	_____小学校トワイライトルーム
-------------	-------------------

児 童 氏 名	生 年 月 日	児 童 番 号
	年 月 日生	
利用区分		

登 録 期 間	
利 用 料	
減免適用の有無	
減免後の利用料	
減免する期間	

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム選択事業登録・減免につきまして、次のとおり承諾できませんので通知します。

トワイライトルーム名称	_____小学校トワイライトルーム
-------------	-------------------

児 童 氏 名	生 年 月 日	選択事業登録の 時間帯
	年 月 日 生	

不承諾の内容	
不承諾の理由	

第13号様式

トワイライトルーム参加申込内容変更届

(宛先) 名古屋市長

年 月 日

(〒 -)

保護者 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

トワイライトルーム名称	_____小学校トワイライトルーム
-------------	-------------------

1 変更前

保護者氏名	
-------	--

学年	組	児 童 氏 名	生 年 月 日
		<ふりがな>	年 月 日 生
		<ふりがな>	年 月 日 生
		<ふりがな>	年 月 日 生

2 変更後（変更のあった日： 年 月 日）

変更事項	変更後の内容
☐ 児童氏名 ☐ 保護者（父・母・その他） ☐ 保護者氏名 ☐ 住所・電話 ☐ 緊急連絡先 ☐ かかりつけ医 ☐ 食物アレルギー ☐ その他	

注：該当する□の中へレ印をつけてください。

第14号様式

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

保護者

住所	(〒 -)
ふりがな	
氏名	
電話番号	

次のとおり選択事業・一時利用登録内容の変更を申請します。
 なお、必要な場合は、名古屋市において生活保護受給状況、ひとり親家庭の児童等の医療費助成の受給状況及び各種手帳受給状況について確認されることに同意します。

1 対象児童

トワイライトルーム名称	_____ 小学校トワイライトルーム
-------------	--------------------

学年	組	児 童 氏 名	生 年 月 日
		<ふりがな>	年 月 日 生
児童番号		トワイライトルーム選択事業に申込み をしている兄弟姉妹の有無	

2 変更内容

変更適用開始日	年 月 日から適用開始
---------	-------------

変更事項		変更前	変更後
☐	選択事業登録の時間帯	☐ 18時まで ☐ 19時まで	☐ 18時まで ☐ 19時まで
☐	選択事業登録の事由		
☐	利用料減免	☐ 減免あり 〔事由 ☐ 生活保護世帯 ☐ ひとり親医療証世帯 ☐ その他 ()〕 ☐ 減免なし	☐ 減免あり 〔事由 ☐ 生活保護世帯 ☐ ひとり親医療証世帯 ☐ その他 ()〕 ☐ 減免なし

注：変更する事項についてのみ、□の中へレ印をつけ、変更前後の内容を記載してください。

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容の変更を承諾し、次のとおり登録内容を決定しましたので通知します。

トワイライトルーム名称	_____小学校トワイライトルーム
-------------	-------------------

変更年月日	年 月 日
-------	-------

児 童 氏 名	生 年 月 日	児 童 番 号
	年 月 日 生	
選択事業登録の時間帯	時まで	

利 用 料	円
選択事業登録の事由	
登 録 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
減免適用の有無	
減免後の利用料	円
減免の事由	
減免する期間	

【利用料の納入について】

- 1 トワイライトルーム利用料は、口座振替（自動払込）により、又は納付書により金融機関等において納付してください。
- 2 口座振替（自動払込）により納付する場合の振替日（払込日）は、毎月25日となります。
- 3 口座振替（自動払込）の振替日（払込日）が、金融機関等の休業日の場合は翌営業日）となります。

トワイライトルーム一時利用申込書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

保護者

氏名	
電話番号	

次のとおり、_____小学校トワイライトルーム一時利用を申し込みます。

1 (月分) 利用予定表

ふりがな								
児童氏名								
生年月日	年 月 日生		年 月 日生		年 月 日生		年 月 日生	
学年	組	年	組	※事務欄	年	組	※事務欄	
利用日	日() : ~ :				日() : ~ :			
	日() : ~ :				日() : ~ :			
	日() : ~ :				日() : ~ :			
	日() : ~ :				日() : ~ :			
	日() : ~ :				日() : ~ :			
	日() : ~ :				日() : ~ :			
	日() : ~ :				日() : ~ :			
	日() : ~ :				日() : ~ :			
				計	計			

2 利用を希望する理由 (※枠内から選んで番号を記入してください。)

保護者1

(続柄: 番号:)

保護者2

(続柄: 番号:)

①就労	②求職活動	③就学・技能訓練
④傷病療養・親族の看護・介護	⑤妊娠中・出産後	⑥災害復旧
⑦その他		

3 減免の申請 (該当する欄に☑ チェックを入れてください。)

☐ あり (事由 ☐ 生活保護 ☐ ひとり親医療証 ☐ その他)
☐ なし

※この書面上の個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

※事務欄はトワイライトルーム職員が記入しますので、記入しないでください。

【事務欄】

利用実績の確認日	月 日	確認者氏名	
----------	-----	-------	--

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム一時利用登録・減免不承諾通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム一時利用登録・減免につきまして、次のとおり承諾できませんので通知します。

児 童 氏 名	生 年 月 日
	年 月 日 生

トワイライトルーム名称	_____小学校トワイライトルーム
不承諾の内容	
不承諾の理由	

第19号様式

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録取消届

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

保護者

住所	(〒 -)
ふりがな	
氏名	
電話番号	

次のとおり、_____小学校トワイライトルーム選択事業・一時利用への登録を取り消したいので届け出ます。

1 対象児童

学年	組	児 童 氏 名	生 年 月 日
		<ふりがな>	年 月 日 生
児童番号			

2 登録取消を希望する制度と登録取消予定日

取消を希望する制度	取消予定日
☐ 選択事業	年 月 日
☐ 一時利用	年 月 日

注：選択事業と一時利用の両方登録を取り消す場合、両方に☒チェックを入れ、それぞれの取消予定日をご記入ください。

3 登録取消を希望する理由

- ☐学区外へ転居するため
- ☐親族等（祖父母など）が面倒をみってくれるため
- ☐就労等の状況が変わり、預ける必要がなくなったため
- ☐部活動を始め、必要がなくなったため
- ☐塾などに通うことになり、必要がなくなったため
- ☐その他（ ）

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書

選択事業・一時利用につきまして、次のとおり登録・減免を取り消すこととしましたので通知します。

児 童 氏 名	生 年 月 日	児 童 番 号
	年 月 日 生	
選択事業登録の時間帯	時まで	

トワイライトルーム名称	_____ 小学校トワイライトルーム
取 消 の 内 容	
取 消 理 由	
取 消 年 月 日	年 月 日
減免取消後の利用料	円

③放課後事業実施校登録・参加児童数実績一覧（令和元年度）

（人）

区名	学校名	令和3年度 在籍児童数 （※1）	令和元年度										
			登録者数 （※2）	参加者数		月～金曜日 参加者数		土曜日 参加者数		（再掲）17時以降 参加者数		（再掲）長期休業日 参加者数	
				延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
千種	内山小学校	117	73	4,534	16.0	4,402	18.7	132	2.8	1,860	6.5	541	11.0
千種	春岡小学校	363	203	9,736	34.2	9,428	39.9	308	6.3	1,363	4.8	1,263	25.3
千種	千種小学校	222	160	8,195	29.1	7,927	33.6	268	5.8	1,387	4.9	1,018	21.7
千種	高見小学校	477	236	10,153	35.8	9,698	41.1	455	9.5	3,551	12.5	1,105	22.6
千種	大和小学校	345	152	3,989	14.0	3,698	15.7	291	6.1	526	1.9	425	8.7
千種	田代小学校	1,111	696	16,663	58.9	16,270	69.2	393	8.2	3,320	11.7	1,805	37.6
千種	上野小学校	737	377	14,433	50.6	13,750	58.3	683	13.9	3,026	10.6	2,108	42.2
千種	東山小学校	1,056	575	21,291	74.7	20,827	88.3	464	9.5	3,386	11.9	1,591	31.8
千種	自由ヶ丘小学校	375	246	12,430	43.8	12,071	51.1	359	7.5	4,055	14.3	1,840	37.6
千種	千石小学校	203	133	4,495	15.7	4,360	18.3	135	2.8	1,529	5.3	616	11.8
千種	富士見台小学校	929	508	25,056	87.3	23,758	99.8	1,298	26.5	6,073	21.2	2,203	41.6
千種	星ヶ丘小学校	461	235	8,291	29.2	8,011	33.9	280	5.8	1,245	4.4	1,057	21.6
千種	宮根小学校	384	178	6,398	22.6	6,076	25.9	322	6.7	1,324	4.7	922	19.2
千種	千代田橋小学校	406	237	8,672	30.9	8,449	36.0	223	4.8	3,316	11.8	992	21.6
千種	見付小学校	468	264	13,585	48.3	13,502	57.5	83	1.8	2,446	8.7	977	20.8
昭和	鶴舞小学校	233	126	6,784	24.1	6,472	27.5	312	6.6	1,614	5.7	944	20.1
昭和	吹上小学校	388	170	7,349	25.9	7,007	29.7	342	7.1	1,028	3.6	850	17.3
昭和	村雲小学校	331	223	10,127	35.9	9,838	41.9	289	6.1	1,586	5.6	1,304	27.7
昭和	松栄小学校	843	481	26,072	90.8	25,244	106.1	828	16.9	5,127	17.9	2,276	42.9
昭和	御器所小学校	562	268	10,967	38.9	10,793	45.7	174	3.8	945	3.4	1,412	28.8
昭和	広路小学校	530	273	12,614	44.0	12,265	51.5	349	7.1	2,877	10.0	950	17.9
昭和	八事小学校	394	162	6,445	22.9	6,368	27.1	77	1.6	1,592	5.6	491	10.4
昭和	白金小学校	155	99	4,438	15.6	4,144	17.6	294	6.0	455	1.6	838	16.8
昭和	川原小学校	414	240	11,661	41.1	11,215	47.5	446	9.3	2,390	8.4	1,803	36.1
昭和	滝川小学校	837	384	12,637	44.8	12,384	52.7	253	5.4	2,906	10.3	1,362	29.0
昭和	伊勝小学校	365	234	9,279	32.7	9,054	38.4	225	4.7	1,913	6.7	1,336	26.7
守山	大森小学校	426	225	10,084	35.5	9,567	40.5	517	10.8	3,738	13.2	1,692	34.5
守山	小幡小学校	635	388	18,172	63.3	17,656	74.2	516	10.5	4,514	15.7	1,520	28.7
守山	守山小学校	746	395	17,406	60.6	16,990	71.4	416	8.5	3,450	12.0	1,668	31.5
守山	廿軒家小学校	609	280	13,434	47.5	12,929	54.8	505	10.7	3,825	13.5	2,003	41.7
守山	鳥羽見小学校	319	166	7,556	26.6	7,261	30.8	295	6.1	1,755	6.2	1,543	31.5
守山	瀬古小学校	749	346	13,877	48.7	13,509	57.2	368	7.5	6,771	23.8	2,442	48.8
守山	志段味東小学校	430	555	27,916	98.6	27,371	116.5	545	11.4	9,138	32.3	3,280	68.3
守山	志段味西小学校	620	309	14,691	51.2	14,265	59.9	426	8.7	3,021	10.5	1,315	24.8

(人)

区名	学校名	令和3年度 在籍児童数 (※1)	令和元年度										
			登録者数 (※2)	参加者数		月～金曜日 参加者数		土曜日 参加者数		(再掲)17時以降 参加者数		(再掲)長期休業日 参加者数	
				延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
守山	白沢小学校	525	276	9,679	34.3	9,104	38.6	575	12.5	2,513	8.9	1,857	37.9
守山	本地丘小学校	94	71	3,735	13.2	3,569	15.1	166	3.5	805	2.8	584	11.7
守山	苗代小学校	746	352	10,391	36.6	9,917	42.2	474	9.7	3,498	12.3	1,361	27.2
守山	天子田小学校	297	194	13,436	46.8	12,827	53.9	609	12.4	2,980	10.4	1,250	23.6
守山	二城小学校	449	243	12,963	45.6	12,417	52.8	546	11.1	2,882	10.1	1,972	40.2
守山	森孝東小学校	157	69	3,803	13.4	3,719	15.8	84	1.8	1,217	4.3	626	13.0
守山	森孝西小学校	228	148	6,703	23.5	6,405	27.1	298	6.1	1,873	6.6	986	19.7
守山	西城小学校	254	144	7,525	26.5	7,088	30.2	437	8.9	1,708	6.0	1,404	28.7
守山	大森北小学校	360	235	12,008	42.9	11,756	50.0	252	5.6	3,081	11.0	1,568	34.8
守山	小幡北小学校	368	203	10,212	35.6	9,996	42.0	216	4.4	1,499	5.2	863	16.3
守山	吉根小学校	643	276	13,802	48.9	13,034	55.5	768	16.3	1,241	4.4	2,049	43.6
守山	下志段味小	965	506	24,404	86.2	23,680	100.3	724	15.4	4,255	15.0	3,966	82.6
天白	天白小学校	791	371	20,539	71.6	20,061	84.3	478	9.8	3,740	13.0	1,950	36.8
天白	野並小学校	547	332	13,377	47.8	13,166	56.0	211	4.7	5,403	19.3	1,929	42.9
天白	高坂小学校	113	58	2,192	7.9	2,101	9.0	91	2.0	452	1.6	338	7.3
天白	八事東小学校	610	311	19,154	67.4	18,353	77.8	801	16.7	5,384	19.0	3,066	62.6
天白	表山小学校	533	371	13,168	46.7	12,818	54.5	350	7.4	3,497	12.4	1,864	39.7
天白	平針小学校	577	318	13,065	45.5	12,407	52.1	658	13.4	3,579	12.5	1,102	20.8
天白	平針南小学校	407	233	8,829	31.0	8,581	36.4	248	5.1	3,739	13.1	1,356	27.1
天白	植田小学校	515	277	11,205	39.6	10,863	46.2	342	7.1	2,430	8.6	1,161	24.2
天白	しまだ小学校	391	191	8,051	28.4	7,942	33.7	109	2.3	3,099	11.0	989	20.6
天白	山根小学校	511	242	9,969	35.2	9,358	39.8	611	12.7	3,800	13.4	1,330	27.7
天白	相生小学校	191	97	4,932	17.5	4,817	20.5	115	2.4	1,736	6.2	693	14.7
天白	大坪小学校	377	212	10,560	36.8	10,148	42.6	412	8.4	3,032	10.6	679	12.8
天白	原小学校	705	428	14,979	52.9	14,489	61.4	490	10.4	3,962	14.0	2,104	43.8
天白	植田南小学校	495	263	13,431	47.5	12,897	54.6	534	11.4	3,761	13.3	1,433	29.9
天白	平針北小学校	231	133	7,430	26.5	7,243	30.8	187	4.2	1,630	5.8	733	16.3
天白	植田北小学校	389	192	9,130	32.0	8,787	37.2	343	7.0	3,048	10.7	1,111	22.2
天白	植田東小学校	680	278	11,106	38.7	10,861	45.6	245	5.0	3,038	10.6	1,000	18.9

※1 令和3年5月1日現在の小学校の在籍児童数です。

※2 登録者数は令和2年3月末時点の数値です。

③放課後事業実施校登録・参加児童数実績一覧（令和2年）

（人）

区名	学校名	令和3年度 在籍児童数 （※1）	令和2年度										
			登録者数 （※2）	参加者数		月～金曜日 参加者数		土曜日 参加者数		（再掲）17時以降 参加者数		（再掲）長期休業日 参加者数	
				延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
千種	内山小学校	117	65	3,570	12.4	3,504	14.6	66	1.3	1,589	5.5	286	9.9
千種	春岡小学校	363	209	7,255	25.0	7,143	29.6	112	2.3	1,110	3.8	504	16.8
千種	千種小学校	222	157	5,132	18.1	5,082	21.4	50	1.1	404	1.4	336	14.0
千種	高見小学校	477	192	7,305	25.3	7,142	29.8	163	3.3	2,616	9.1	391	13.5
千種	大和小学校	345	131	3,205	11.1	2,976	12.5	229	4.7	813	2.8	206	7.4
千種	田代小学校	1,111	614	9,982	34.8	9,866	41.3	116	2.4	2,775	9.7	658	24.4
千種	上野小学校	737	332	7,003	24.5	6,843	28.9	160	3.3	1,396	4.9	442	17.0
千種	東山小学校	1,056	454	14,060	48.8	13,892	58.1	168	3.4	2,705	9.4	469	16.8
千種	自由ヶ丘小学校	375	213	7,982	27.6	7,827	32.6	155	3.2	2,049	7.1	615	21.2
千種	千石小学校	203	101	3,974	13.6	3,840	15.8	134	2.7	1,772	6.0	378	11.5
千種	富士見台小学校	929	366	11,003	37.6	10,886	44.8	117	2.3	2,161	7.4	1,106	34.6
千種	星ヶ丘小学校	461	197	4,504	15.5	4,444	18.4	60	1.2	539	1.9	323	10.8
千種	宮根小学校	384	138	2,716	9.5	2,654	11.2	62	1.3	580	2.0	256	9.5
千種	千代田橋小学校	406	193	5,264	18.3	5,114	21.5	150	3.1	2,198	7.7	288	10.7
千種	見付小学校	468	204	10,125	35.5	10,066	42.5	59	1.2	1,780	6.2	284	11.4
昭和	鶴舞小学校	233	104	3,965	13.9	3,723	15.7	242	5.0	675	2.4	424	16.3
昭和	吹上小学校	388	153	5,324	18.4	5,103	21.3	221	4.5	1,437	5.0	393	13.6
昭和	村雲小学校	331	186	6,127	21.3	6,015	25.3	112	2.3	1,440	5.0	470	17.4
昭和	松栄小学校	843	456	18,915	65.0	18,482	76.7	433	8.7	3,967	13.6	2,389	74.7
昭和	御器所小学校	562	229	9,843	34.1	9,715	40.5	128	2.6	1,488	5.1	643	22.2
昭和	広路小学校	530	265	8,412	28.7	8,360	34.4	52	1.0	2,828	9.7	962	30.1
昭和	八事小学校	394	137	4,019	14.1	3,924	16.4	95	2.0	1,093	3.8	180	6.4
昭和	白金小学校	155	73	2,098	7.2	1,908	7.9	190	3.9	245	0.8	238	7.9
昭和	川原小学校	414	157	7,896	27.2	7,599	31.5	297	6.1	1,657	5.7	812	28.0
昭和	滝川小学校	837	293	7,464	25.8	7,306	30.4	158	3.2	778	2.7	360	12.4
昭和	伊勝小学校	365	194	6,332	21.8	6,189	25.7	143	2.9	1,609	5.5	569	19.6
守山	大森小学校	426	187	7,803	26.9	7,593	31.5	210	4.3	2,191	7.6	661	22.0
守山	小幡小学校	635	410	13,351	45.6	12,952	53.3	399	8.0	3,823	13.0	1,742	54.4
守山	守山小学校	746	347	12,542	42.8	12,416	51.1	126	2.5	2,901	9.9	1,536	48.0
守山	廿軒家小学校	609	213	7,199	24.9	6,964	29.0	235	4.8	2,633	9.1	622	21.4
守山	鳥羽見小学校	319	169	5,592	19.3	5,440	22.6	152	3.1	742	2.6	618	20.6
守山	瀬古小学校	749	290	10,518	36.3	10,204	42.3	314	6.4	5,781	19.9	1,010	33.7
守山	志段味東小学校	430	496	17,807	61.6	17,301	72.1	506	10.3	7,134	24.7	1,311	45.2
守山	志段味西小学校	620	312	10,233	34.9	10,071	41.4	162	3.2	2,172	7.4	1,176	36.8

(人)

区名	学校名	令和3年度 在籍児童数 (※1)	令和2年度										
			登録者数 (※2)	参加者数		月～金曜日 参加者数		土曜日 参加者数		(再掲)17時以降 参加者数		(再掲)長期休業日 参加者数	
				延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
守山	白沢小学校	525	219	7,571	26.3	7,289	30.4	282	5.9	2,248	7.8	662	23.6
守山	本地丘小学校	94	44	2,878	10.0	2,870	12.0	8	0.2	957	3.3	258	8.9
守山	苗代小学校	746	278	6,739	23.2	6,471	26.9	268	5.5	1,233	4.3	616	20.5
守山	天子田小学校	297	164	10,802	36.9	10,425	42.9	377	7.5	2,315	7.9	1,391	43.5
守山	二城小学校	449	188	7,550	26.0	7,221	30.0	329	6.7	2,013	6.9	661	22.0
守山	森孝東小学校	157	53	1,792	6.2	1,743	7.3	49	1.0	807	2.8	197	6.8
守山	森孝西小学校	228	100	3,753	12.9	3,595	14.9	158	3.2	701	2.4	323	10.8
守山	西城小学校	254	108	5,544	19.1	5,326	22.1	218	4.4	1,574	5.4	602	20.1
守山	大森北小学校	360	197	8,011	28.1	7,953	33.6	58	1.2	2,207	7.7	518	20.7
守山	小幡北小学校	368	146	4,621	15.8	4,561	18.8	60	1.2	885	3.0	545	17.0
守山	吉根小学校	643	216	9,996	34.7	9,701	40.6	295	6.0	3,736	13.0	803	28.7
守山	下志段味小	965	420	15,039	52.8	14,919	63.2	120	2.4	3,726	13.1	1,410	50.4
天白	天白小学校	791	267	12,800	44.0	12,477	51.6	323	6.6	2,302	7.9	1,950	60.9
天白	野並小学校	547	231	9,409	32.9	9,343	39.4	66	1.3	3,782	13.2	600	23.1
天白	高坂小学校	113	49	2,100	7.3	1,999	8.4	101	2.1	518	1.8	192	6.9
天白	八事東小学校	610	283	14,501	50.2	14,089	58.7	412	8.4	3,812	13.2	1,219	42.0
天白	表山小学校	533	327	7,490	26.5	7,374	31.4	116	2.4	2,116	7.5	548	19.6
天白	平針小学校	577	284	6,178	21.1	6,004	24.7	174	3.5	1,647	5.6	909	28.4
天白	平針南小学校	407	236	7,533	26.3	7,301	30.4	232	5.0	3,139	11.0	694	25.7
天白	植田小学校	515	229	6,314	21.9	6,228	26.1	86	1.8	594	2.1	354	12.6
天白	しまだ小学校	391	141	4,090	14.2	4,001	16.7	89	1.8	1,639	5.7	314	10.8
天白	山根小学校	511	219	8,395	29.4	8,079	34.1	316	6.4	3,296	11.5	532	20.5
天白	相生小学校	191	86	4,232	14.6	4,105	17.0	127	2.6	663	2.3	379	12.6
天白	大坪小学校	377	161	9,158	31.3	9,038	37.2	120	2.4	2,409	8.2	903	28.2
天白	原小学校	705	351	10,384	36.1	10,095	42.2	289	5.9	2,952	10.3	943	33.7
天白	植田南小学校	495	221	9,942	34.4	9,534	39.7	408	8.3	2,570	8.9	635	21.9
天白	平針北小学校	231	105	4,792	16.9	4,705	19.9	87	1.9	703	2.5	243	10.1
天白	植田北小学校	389	148	5,659	19.5	5,561	23.1	98	2.0	1,279	4.4	263	8.8
天白	植田東小学校	680	212	6,739	23.0	6,651	27.4	88	1.8	2,027	6.9	860	26.9

※1 令和3年5月1日現在の小学校の在籍児童数（参考値）です。

※2 登録者数は令和3年3月末時点の数値です。

④トワイライトルーム実施校選択事業登録及び選択事業参加実績一覧

(人)

区名	学校名	令和3年度 在籍児童数	令和元年度								令和2年度								令和3年4月							
			選択事業 登録児童数 (※1)		17時までに 帰宅した 参加児童数		17時～18時 の間に帰宅 した 参加児童数		18時～19時 の間に帰宅 した 参加児童数		選択事業 登録児童数 (※1)		17時までに 帰宅した 参加児童数		17時～18時 の間に帰宅 した 参加児童数		18時～19時 の間に帰宅 した 参加児童数		選択事業 登録者数		17時までに 帰宅した 参加児童数		17時～18時 の間に帰宅 した 参加児童数		18時～19時 の間に帰宅 した 参加児童数	
			18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	18時 まで	19時 まで	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり	延べ	1日 あたり
千種	富士見台小学校	929	51	16	4,576	15.9	6,073	21.2	1,705	5.9	25	9	2,283	7.8	2,161	7.4	933	3.2	41	10	319	12.8	225	9.0	84	3.4
昭和	松栄小学校	843	56	22	6,338	22.1	5,127	17.9	2,705	9.4	58	17	6,902	23.7	3,967	13.6	2,177	7.5	59	23	654	26.2	427	17.1	171	6.8
昭和	広路小学校	530	27	8	3,449	12.0	2,877	10.0	923	3.2	26	7	2,091	7.1	2,828	9.7	811	2.8	35	10	347	13.9	270	10.8	94	3.8
守山	小幡小学校	635	45	13	2,048	7.1	4,514	15.7	2,055	7.2	37	12	1,700	5.8	3,823	13.0	1,668	5.7	52	16	165	6.6	373	14.9	164	6.6
守山	守山小学校	746	32	7	2,764	9.6	3,450	12.0	800	2.8	28	6	2,222	7.6	2,901	9.9	737	2.5	42	7	244	9.8	422	16.9	68	2.7
守山	志段味西小学校	620	26	5	1,988	6.9	3,021	10.5	592	2.1	18	6	1,058	3.6	2,172	7.4	305	1.0	31	7	195	7.8	322	12.9	64	2.6
守山	天子田小学校	297	27	6	1,921	6.7	2,980	10.4	713	2.5	21	3	1,590	5.4	2,315	7.9	208	0.7	28	5	203	8.1	260	10.4	23	0.9
守山	小幡北小学校	368	14	5	1,992	6.9	1,499	5.2	751	2.6	13	3	1,312	4.5	885	3.0	352	1.2	15	4	108	4.3	96	3.8	15	0.6
天白	天白小学校	791	33	12	4,117	14.3	3,740	13.0	2,043	7.1	16	13	2,685	9.2	2,302	7.9	1,589	5.5	36	15	365	14.6	320	12.8	188	7.5
天白	平針小学校	577	28	12	3,088	10.8	3,579	12.5	1,074	3.7	19	6	1,677	5.7	1,647	5.6	551	1.9	22	8	184	7.4	102	4.1	67	2.7
天白	大坪小学校	377	24	4	1,225	4.3	3,032	10.6	590	2.1	20	2	711	2.4	2,409	8.2	160	0.5	21	5	99	4.0	223	8.9	38	1.5
天白	植田東小学校	680	31	2	1,973	6.9	3,038	10.6	375	1.3	26	3	1,301	4.4	2,027	6.9	474	1.6	30	6	177	7.1	245	9.8	53	2.1

※1 令和元年度・令和2年度の選択事業登録児童数は、各年度の3月末時点の数値です。

⑤プレイルーム以外の主な活動場所の利用状況について

※ プレイルーム以外の活動場所は、学校教育に支障が出ない範囲での利用となります。

※ 本市が令和2年度に全トワイライトスクール及びトワイライトルームを対象として実施した調査等を基に作成しています。令和4年度以降の施設利用を保障するものではありません。

【使用頻度の凡例】		
1：ほぼ毎日	2：週に数回程度	3：月に数回程度
4：学期に数回程度	5：年に1～2回程度	6：長期休業中のみ
7：使用していない	8：該当がない	

区名	学校名	運動場	中庭	プレイルーム 以外の屋内の スペース	体育館	図書館	他の教室 (特別教室等)
千種	内山	3	7	7	3	5	7
千種	春岡	2	8	8	3	7	4
千種	千種	1	8	3	3	7	7
千種	高見	2	8	1	7	7	7
千種	大和	4	8	8	3	4	7
千種	田代	5	1	7	5	7	4
千種	上野	2	1	7	5	7	7
千種	東山	4	5	8	7	7	7
千種	自由ヶ丘	1	8	1	4	7	7
千種	千石	5	4	1	3	2	7
千種	富士見台	6	2	8	5	5	1
千種	星ヶ丘	1	7	7	3	2	7
千種	宮根	5	5	7	3	7	4
千種	千代田橋	3	7	8	7	7	3
千種	見付	7	7	7	7	7	2
昭和	鶴舞	2	2	7	3	5	7
昭和	吹上	2	8	7	3	7	5
昭和	村雲	1	1	7	4	1	4
昭和	松栄	1	7	7	7	7	1
昭和	御器所	1	8	8	3	7	7
昭和	広路	1	8	8	3	7	3
昭和	八事	2	8	8	7	7	7
昭和	白金	2	8	8	3	7	7
昭和	川原	2	1	2	2	2	2
昭和	滝川	5	8	8	3	7	3
昭和	伊勝	2	8	8	5	7	7
守山	大森	1	7	7	1	7	3
守山	小幡	1	8	3	7	7	7
守山	守山	1	1	6	6	7	7
守山	廿軒家	6	6	6	4	7	4
守山	鳥羽見	1	7	6	6	7	7
守山	瀬古	3	1	8	4	7	3
守山	志段味東	1	1	7	7	7	1
守山	志段味西	2	7	8	7	7	1
守山	白沢	2	1	8	3	7	3
守山	本地丘	1	3	4	2	7	5
守山	苗代	4	8	8	5	7	7

⑤プレイルーム以外の主な活動場所の利用状況について

※ プレイルーム以外の活動場所は、学校教育に支障が出ない範囲での利用となります。

※ 本市が令和2年度に全トワイライトスクール及びトワイライトルームを対象として実施した調査等を基に作成しています。令和4年度以降の施設利用を保障するものではありません。

【使用頻度の凡例】		
1：ほぼ毎日	2：週に数回程度	3：月に数回程度
4：学期に数回程度	5：年に1～2回程度	6：長期休業中のみ
7：使用していない	8：該当がない	

区名	学校名	運動場	中庭	プレイルーム 以外の屋内の スペース	体育館	図書館	他の教室 (特別教室等)
守山	天子田	2	7	7	2	7	3
守山	二城	2	8	7	3	7	7
守山	森孝東	3	5	7	7	7	7
守山	森孝西	1	7	4	3	3	3
守山	西城	3	7	7	3	3	7
守山	大森北	2	8	8	3	7	5
守山	小幡北	6	7	4	4	7	4
守山	吉根	2	1	1	2	7	2
守山	下志段味	1	8	8	3	7	3
天白	天白	1	2	8	2	7	3
天白	野並	2	7	7	7	7	1
天白	高坂	7	7	2	7	7	7
天白	八事東	3	2	2	3	7	7
天白	表山	2	1	8	7	7	7
天白	平針	3	2	1	3	5	7
天白	平針南	2	3	8	6	7	7
天白	植田	3	7	7	7	7	7
天白	しまだ	4	4	1	7	7	7
天白	山根	2	8	8	7	7	2
天白	相生	7	1	8	7	7	5
天白	大坪	1	1	8	3	7	1
天白	原	2	8	8	7	7	7
天白	植田南	2	2	1	3	7	5
天白	平針北	6	8	8	7	7	7
天白	植田北	2	4	7	4	7	7
天白	植田東	3	8	1	5	7	3

⑥地域協力員の人数と主な体験活動について

区名	学校名	地域協力員数 (※)	体 験 活 動 の 内 容						
			令和2年度4月に各トワイライトスクール及びトワイライトルームから発行された「たより」の主な講座内容を基に作成しています。 掲載した体験活動以外にも、体験活動が企画・実施されている場合があります。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食伴う講座は禁止しています。						
千種	内山	14	読み聞かせ	英語	花	将棋	絵遊び	マジック	球技
千種	春岡	11	読み聞かせ	折紙	工作	バドミントン	カンフー		
千種	千種	2	読み聞かせ	折紙	英語	かるた	マジック	柔ら	リボンフラワー バドミントン
千種	高見	13	読み聞かせ	銭太鼓	囲碁	折紙	音楽	ペンシルバルーン	球技
千種	大和	9	読み聞かせ	書道	将棋	ペンシルバルーン	オセロ	音楽	絵手紙 球技
千種	田代	12	読み聞かせ	折紙	花	針仕事			
千種	上野	13	ストーリーテリング	銭太鼓	折紙	ペーパークラフト	音楽	アクセサリー	工作
千種	東山	12	読み聞かせ	銭太鼓	絵手紙	伝承遊び	工作	ゲーム	オカリナ 球技
千種	自由ヶ丘	7	読み聞かせ	歌	工作	オセロ・将棋	伝承遊び	球技	
千種	千石	13	読み聞かせ	英語	ちぎり絵	大正琴	絵	はた織り	手話 三味線
千種	富士見台	17	読み聞かせ	英語	手話	工作	編み物	中国語	手芸 キッズピクス
千種	星ヶ丘	13	読み聞かせ	マジック	バルーン	工作	折紙	英語	囲碁・将棋 球技
千種	宮根	10	将棋	アート	音楽	手話	工作	バドミントン	
千種	千代田橋	6	読み聞かせ	手芸	将棋	一輪車	ゲーム	折紙	手芸 球技
千種	見付	14	読み聞かせ	絵手紙	工作	音楽			
昭和	鶴舞	14	読み聞かせ	百人一首	オセロ・将棋	手品	タスポニー	リズム遊び	手品 球技
昭和	吹上	8	読み聞かせ	将棋	百人一首	バルンアート	球技		
昭和	村雲	14	あやとり	絵手紙					
昭和	松栄	10	読み聞かせ	英語	キッズアロマ	中国語	習字	球技	
昭和	御器所	11	読み聞かせ	ぬり絵					
昭和	広路	8	英語	琴	花	将棋	編み物	球技	
昭和	八事	10	読み聞かせ	囲碁	わらべ歌	押し花アート	編み物	マジック	毛筆
昭和	白金	7	お話	将棋	工作	バドミントン	言葉遊び	球技	
昭和	川原	8	読み聞かせ	英語	将棋	算数	硬筆	ダンス	球技
昭和	滝川	10	読み聞かせ	ペーパークラフト	硬筆				
昭和	伊勝	11	英語	ナンプレ	フラダンス	球技			
守山	大森	13	手話	工作	囲碁	琴	球技		
守山	小幡	14	読み聞かせ	銭太鼓	将棋	マジック	押し花	ことば遊び	ダンス 球技
守山	守山	12	読み聞かせ	絵手紙	折紙	将棋	英語	音楽	球技
守山	廿軒家	12	読み聞かせ	手芸	スポーツ	球技			
守山	鳥羽見	16	読み聞かせ	ヨガ	レクリエーション	日本舞踊			
守山	瀬古	7	紙芝居	折紙	リズム遊び	ボディーパーカッション	球技		
守山	志段味東	12	読み聞かせ	手芸	囲碁・将棋	花	折紙	習字	ミシン 球技
守山	志段味西	11	読み聞かせ	音楽	踊り	球技			
守山	白沢	15	読み聞かせ	マジック	工作	手芸	身近な自然		

※ 令和3年1月末現在、当該小学校にて、地域協力員として活動している方の登録人数です。
令和4年度以降の地域協力員の人数を保証するものではありません。

⑥地域協力員の人数と主な体験活動について

区名	学校名	地域協力員数 (※)	体 験 活 動 の 内 容							
			令和2年度4月に各トワイライトスクール及びトワイライトルームから発行された「たより」の主な講座内容を基に作成しています。 掲載した体験活動以外にも、体験活動が企画・実施されている場合があります。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食伴う講座は禁止しています。							
守山	本地丘	6	読み聞かせ	工作	折紙	囲碁	音楽	英語		
守山	苗代	15	読み聞かせ	手芸	工作	絵	英語	オカリナ		
守山	天子田	19	読み聞かせ	折紙	絵	工作	球技			
守山	二城	13	読み聞かせ	英語	硬筆	習字	球技			
守山	森孝東	12	読み聞かせ	英語	絵	自然観察	工作	イラスト		
守山	森孝西	10	読み聞かせ	絵	切り絵	折紙	大正琴	体操	絵手紙	球技
守山	西城	9	読み聞かせ	将棋	紙飛行機	マジック	折紙	自然教室	球技	
守山	大森北	13	読み聞かせ	囲碁	音楽	絵	工作	トレーニング遊び	球技	
守山	小幡北	11	マジック	歌	囲碁・将棋	詩吟	ダンス	球技		
守山	吉根	9	読み聞かせ	子ども神楽	工作	手芸	ぬり絵	トワリングバトン	球技	
守山	下志段味	20	読み聞かせ	工作	ぬり絵	手話	踊り	運動	球技	
太白	太白	13	紙芝居	折紙	囲碁	工作	将棋	パソコン	踊り	スポーツ
太白	野並	10	折紙	絵手紙	球技					
太白	高坂	11	読み聞かせ	パネルシアター	マジック	音楽	折紙	手芸		
太白	八事東	12	読み聞かせ	編み物	折紙	花	アート	工作	音楽	空手
太白	表山	14	将棋	囲碁	英語	編み物	花	工作	空手	球技
太白	平針	18	読み聞かせ	パネルシアター	囲碁					
太白	平針南	14	読み聞かせ	ストーリーテリング	将棋	英語	手品	音楽	切り絵	編み物
太白	植田	13	読み聞かせ	将棋・囲碁	工作	花	折紙	アロマ	球技	
太白	しまだ	14	読み聞かせ	工作	花	英語	そろばん	球技		
太白	山根	10	読み聞かせ	アート	絵手紙	バルンアート	手品	折紙	手話	球技
太白	相生	8	読み聞かせ	将棋	絵手紙	英語	折紙	球技		
太白	大坪	12	読み聞かせ	マジック	工作	折紙	楽しい算数	将棋	スポーツ	球技
太白	原	13	紙芝居	英語	音楽	花	工作	踊り		
太白	植田南	9	読み聞かせ	パネルシアター	囲碁	英語	手話	伝承遊び	歌	踊り
太白	平針北	10	読み聞かせ	大正琴	川柳	英語	球技			
太白	植田北	9	読み聞かせ	英語	百人一首	折紙	日本舞踊			
太白	植田東	15	読み聞かせ	音楽	手話	囲碁	英語	折紙	民踊	球技

※ 令和3年1月末現在、当該小学校にて、地域協力員として活動している方の登録人数です。
令和4年度以降の地域協力員の人数を保証するものではありません。

トワイライトスクール

名古屋市では、学校施設を活用して、子どもたちに放課後の多様な体験や活動の場を提供しています。異学年の子どもたちが、友だちと自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、世代の異なる地域の人々と交流したりすることを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性などを育むことを目的として実施しています。



自主性

子どもたちの興味・関心を引き出しながら
何事にも積極的に取り組もうとする力を育みます

社会性

子ども同士の関わりを大切にしながら
他と協力して物事を進める力を育みます

創造性

一人ひとりの思いや考えを大切にしながら
よりよいものを求めて創意工夫する力を育みます

学び

- 学んで得た知識を自主的に深めるきっかけづくりの場の提供
- 「自主的な学習習慣」の定着を図る働き掛け
- 読書活動推進に向けた適切な読書機会の提供

遊び

- 子ども同士の関わり合いを生み出す遊びの工夫と提供
- 運動場・体育館や中庭を積極的に活用した遊びの提供
- 異学年の集団のよさを生かし、年齢に応じた役割を發揮できる遊びの提供

交流

- 同学年や異学年の交流を促す活動・取組みの工夫
- 地域の中高校生・大学生・社会人や高齢者など様々な世代の交流を促進
- 長期休業中や土曜日などに、地域の方々や保護者の積極的な参加を促す場の工夫と提供

体験

- 子どもの興味・関心を引き出したり、子ども同士の関わりを促したりする体験活動の実施
- 地域の特色を活かし地域住民や地域人材と積極的に連携した企画の実施
- 企業や NPO 等との連携による、魅力的で多様なプログラムの充実

運営スタッフ体制

- 事業を円滑に運営するための運営スタッフの適切な配置
- 配属を要する子どもにも適切に対応するための運営スタッフ体制の充実
- スタッフの力量向上に向けた適切な研修機会の提供

安心・安全管理

- いじめや虐待の早期発見・予防に向けた適切な対応
- 食物アレルギーや嘔がいのある子どもなど、配慮を要する子どもへの適切な対応と継続的な支援に向けた運営スタッフ間の情報共有
- 事故防止、感染症予防等に向けた適切な対応と周知

地域等との連携

- 学校・保護者 (PTA)・地域との信頼関係の構築
- 地域住民や地域人材と積極的に連携した事業の推進
- 地域の企業や学校等との積極的な連携による事業の推進

緊急時対応

- 急病・事故発生時の迅速かつ適切な対応方法の確立
- 地震等災害時を想定した定期的な避難訓練の実施
- 食物アレルギーを含め、緊急時の適切な対応に向けた運営スタッフ間の共通理解

トワイライトルーム

名古屋市では、学校施設を活用して、子どもたちに放課後の多様な体験や活動の場を提供するとともに、より生活に配慮する場を提供しています。異学年の子どもたちが、友だちと自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、世代の異なる地域の人々と交流したりすることを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育むことを目的として実施しています。



⑦ トワイライトルーム基本方針図

自主性

子どもたちの興味・関心を引き出しながら
何事にも積極的に取り組もうとする力を育みます

社会性

子ども同士の関わりを大切にしながら
他と協力して物事を進める力を育みます

創造性

一人ひとりの思いや考えを大切にしながら
よりよいものを求めて創意工夫する力を育みます

学び

- 学んで得た知識を自主的に深めるきっかけづくりの場の提供
- 「自主的な学習習慣」の定着を図る働き掛け
- 読書活動推進に向けた適切な読書機会の提供

遊び

- 子ども同士の関わり合いを生み出す遊びの工夫と提供
- 運動場・体育館や中庭を積極的に活用した遊びの提供
- 異学年の集団のよさを生かし、年齢に応じた役割を發揮できる遊びの提供

交流

- 同学年や異学年の交流を促す活動・取組みの工夫
- 地域の中高生・大学生・社会人や高齢者など様々な世代の交流を促進
- 長期休業中や土曜日などに、地域の方々や保護者の積極的な参加を促す場の工夫と提供

生活

- 集団生活を営む上で大切な規範意識の定着と生活スキル向上に向けた働き掛け
- 自主的な生活改善に向けた活動・取組みの機会の提供
- 安心やくつろぎを感じて過ごすことができるように配慮した「ホッとふれあいタイム」の実施

体験

- 子どもの興味・関心を引き出し、子ども同士の関わりを促したりする体験活動の実施
- 地域の特徴を活かし地域住民や地域人材と積極的に連携した企画の実施
- 企業や NPO 等との連携による、魅力的で多様なプログラムの充実

運営スタッフ体制

- 事業を円滑に運営するための運営スタッフの適切な配置
- 配慮を要する子どもにも適切に対応するための運営スタッフ体制の充実
- スタッフの力量向上に向けた適切な研修機会の提供

安心・安全管理

- いじめや虐待の早期発見・予防に向けた適切な対応
- 食物アレルギーや障がいのある子どもなど、配慮を要する子どもへの適切な対応と継続的な支援に向けた運営スタッフ間の情報共有
- 事故防止、感染症予防等に向けた適切な対応と周知

地域等との連携

- 学校・保護者（PTA）・地域との信頼関係の構築
- 地域住民や地域人材と積極的に連携した事業の推進
- 地域の企業や学校等との積極的な連携による事業の推進

緊急時対応

- 急病・事故発生時の迅速かつ適切な対応方法の確立
- 地震等災害時を想定した定期的な避難訓練の実施
- 食物アレルギーを含め、緊急時の適切な対応に向けた運営スタッフ間の共通理解

⑧トワイライトスクール及びトワイライトルームにおける配慮を要する児童への対応について（通知）

25子事第59号

平成26年2月3日

改正平成28年12月20日

改正平成31年4月1日

トワイライトスクール及びトワイライトルーム

運営主体 代表者 様

名古屋市子ども青少年局長

トワイライトスクール及びトワイライトルームにおける配慮を要する児童への対応について（通知）

平素は、本市放課後事業に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年度、本市では、発達障害等の配慮を要する児童への対応に関する検討会を設置し、児童がふれあう場として、安心・安全にトワイライトスクール及びトワイライトルーム（以下「トワイライト」と言います。）を運営する方策について検討を進めてまいりました。

そして、このたび、保護者と一層の連携を図り、児童の実態に配慮した支援を行うため、別紙のとおり、トワイライトにおける「配慮を要する児童への対応について」を策定しました。

つきましては、その趣旨をご理解いただき、発達障害等の配慮を要する児童への対応に活用していただきますようお願いいたします。

なお、概要及び添付文書は下記のとおりです。

記

1 概要

（1）受け入れの基本的な考え方

ア 全児童対策の視点

参加を希望する、発達障害等のある子どもとその保護者に寄り添いながら、段階的な手続きに従い、可能な限り受け入れる。

イ トワイライトの事業趣旨（教育事業）の視点

子どもたちに豊かな放課後を提供し、遊び、学び、体験、交流の活動を通して、自主性・社会性・創造性を育む。

ウ 安心・安全の確保の視点

参加するすべての子どもの安心・安全を確保する。

（２）受け入れ手順

ア おおむね７日前までに参加申し込み書類を受付

イ 子どもの様子や障害の種類・程度の把握

ウ 受け入れの「方向性」の検討

エ 具体的な「参加体験」及び「参加」の仕方

オ 成長段階に応じた定期的な確認・実態把握

２ 添付資料

- | | |
|-------------------------|-------------|
| （１）配慮を要する児童への対応について | 別紙 1 |
| （２）配慮を要する児童の受け入れ手順図 | 別紙 2 |
| （３）個別面談の実施に当たって | 別紙 3 |
| （４）保護者のみなさまへ | 別紙 4 |
| （５）トワイライトスクール参加申込書 | （要綱第 1 号様式） |
| （６）トワイライトルーム参加申込書 | （要綱第 9 号様式） |
| （７）お子さまの生活状況について（面談カード） | （別紙第 1 号様式） |
| （８）個別面談記録表 | （別紙第 2 号様式） |

子ども未来企画部放課後事業推進室

電話 9 7 2－3 2 2 9（トワイライトスクール）

9 7 2－3 0 9 6（トワイライトルーム）

配慮を要する児童への対応について

1 受け入れの基本的な考え方

各運営主体は、以下の3つの視点を「配慮を要する児童」の受け入れに関する基本的な考え方として、適切な運用に努めること。

○ 全児童対策の視点

- ・ 参加を希望する配慮を要する児童とその保護者に常に寄り添いながら、段階的な手続きに従い、可能な限り受け入れるよう努める。

○ 事業趣旨（教育事業）の視点

- ・ 子どもたちに豊かな放課後を提供し、遊び、学び、体験、交流の活動を通して、自主性・社会性・創造性を育む教育事業（トワイライトルームは、留守家庭の児童の生活の場として、就労支援等子育てへの援助の要素を加えた事業）であることを踏まえて、事業趣旨に合った活動となるよう努める。

○ 安心・安全の確保の視点

- ・ 参加するすべての児童の安心・安全の確保がされるよう努めること。

2 配慮を要する児童とは

ここでいう「配慮を要する児童」とは、トワイライトスクール及びトワイライトルーム（以下「トワイライト」と表記）に参加を希望する児童の中で、以下のA～Gの項目のいずれかに該当する児童をいう。

A： 身体障害者手帳を所持する児童

B： 愛護手帳を所持する児童

C： 精神障害者保健福祉手帳を所持する児童

D： 医師から「発達障害」などの診断を受けている児童

E： 特別支援学級に在籍する（している）児童

F： 通級指導教室に通級する（している）児童

G： A～Fには該当しないが、多動や友達と適切にかかわれない（粗暴）、協調性を著しく欠くなど、トワイライトにおける活動において、1の「基本的な考え方」に示す視点から、指導上の配慮を要すると認める児童※

※ 帰国子女や外国語の対応が必要な児童、食物アレルギーの対応が必要な児童等については、参加する際にきめ細かな配慮が必要な児童ではあるが、保護者への聞き取りなど適切な対応により受け入れること。

3 受け入れの手順

※ 別紙2「配慮を要する児童の受け入れ手順図」参照

運営主体は、参加を希望する児童のうち、「配慮を要する児童」の受け入れについて、1の「受け入れの基本的な考え方」を踏まえ、以下の(1)～(5)に示す段階的な手続きに従って円滑な運用に努めるよう、各運営指導者へ周知すること。

(1) 参加申込書類の配付・受付

- ① 新1年生の入学説明会（1月下旬～2月上旬）等を通じて、次年度のトワイライト参加申込関係書類一式を保護者宛てに配付する。

【参加申込関係書類一式】

- ・「トワイライトへの参加募集について」
- ・「トワイライトの事業概要」
- ・「トワイライトスクール等保険関係費払い込み手順」
- ・「参加申込書」
- ・「保護者のみなさまへ」

- ② 「参加申込書」提出は、「参加を希望する日（参加開始希望日）」の概ね「7日前まで」にトワイライト事務室に提出する旨を配付時に確認しておく。

- ③ 参加申込書提出をもって「参加意思（参加希望）の確認」とする。

（注）「参加したい」という児童の意思、「参加させたい」という保護者の意思確認であって、提出（受理）によって「7日後以降の参加」が確定するものではない。

（2）以降の把握に努め、適切な対応に心掛けること。

- ④ 受理した際、参加申込書の記載内容等に漏れ等がないかを確認する。

(2) 子どもの様子や障害の種類・程度の把握（実施時期の目安：受理後速やかに）

子どもの様子や障害の種類・程度については、第1段階の参加申込書類等による把握に続き、第2段階の個別面談・行動観察及び多面的な情報収集による把握、第3段階の参加体験での実際の場面における把握という段階的な手続きにより、受け入れに向けた把握を行う。

① 第1段階

ア 受理した参加申込書の「裏面」の記載事項の有無を確認する。

イ 参加申込書の裏面に何らかの記載がある場合、保護者から適切な状況確認を行う。

ウ 確認方法は「個別面談が必要な場合」と「電話等で確認できる場合」に分ける。

○「個別面談が必要な場合」とは

参加申込書の裏面に以下の記載がある場合は個別面談・行動観察を実施する。

- ・ 「児童が下記事項に該当する場合」の□（チェック欄）に☑がある場合
- ・ 「②生活・行動面」または「③特別な配慮や支援が必要な場合」の記入欄に、トワイライトの活動において配慮を要する記述がある場合

※ ただし、保護者から事前に申出・相談があった場合、裏面に記載がない場合でも、受け入れ前または受け入れ後に、運営指導者が「指導上、個別面談の必要がある」と認める場合などは、個別面談を実施すること。

エ 個別面談が必要な場合、運営指導者は「個別面談記録表」（別紙第2号様式）を用意するとともに、運営主体（本部）へ個別面談を実施する旨を連絡（※）する。

（※） この連絡は、運営主体（本部）の把握や対応が必要な場合が想定されるためであり、「連絡をしなければ個別面談をしてはいけない」という訳ではない。本部への連絡は、児童・保護者の状況に応じて適時連絡する。

オ 保護者に、個別面談の実施・協力について連絡し、保護者の了承を得るとともに、個別面談の実施日時を決め、個別面談記録表に日時等の必要事項を記入する。

② 第2段階

※ 別紙3「個別面談の実施にあたって」参照

【個別面談の目的】

配慮を要する児童が、安心・安全な環境の中で伸び伸びと過ごせるよう、保護者との信頼関係の構築に努め、児童への適切な支援や対応ができるようにする。

【個別面談の進め方】

ア 「個別面談の実施にあたって」を参考に個別面談を実施し、保護者への聞き取り及び子どもの行動観察により、児童の様子や障害の種類・程度等を把握すること。

イ 可能な限り受け入れる方向で、保護者・児童に寄り添いながら丁寧な個別面談と行動観察を心掛けること。

ウ 個別面談時には、「面談カード」（別紙第1号様式）を活用し、より詳細かつ具体的な状況把握に努めること。

エ 聞き取りを中心に把握した内容は、運営指導者が「個別面談記録表」に記入すること。

③ 第3段階

ア 「安心・安全の確保」の視点で、配慮を要する児童本人だけでなく、その児童が参加することによって生じる他の児童の安心・安全の状況の両面から把握する。

<具体的な視点>

児童の参加状況（曜日ごとの参加人数の平均、配慮を要する児童の参加状況など）、地域協力員による支援体制、加配の必要性などから多面的にとらえる。

イ 多面的な情報収集により、総合的に「支援体制」や「指導方法・指導上の留意点」などを確認する。

○ 情報収集の方法（例）

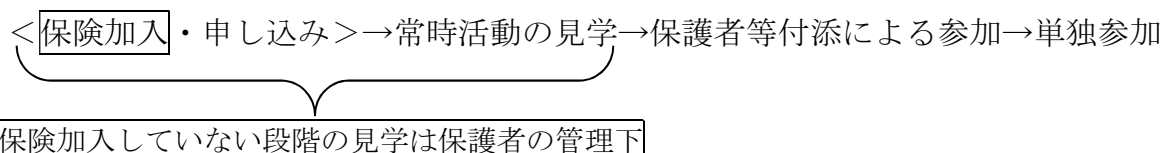
- ・ 社会性（協調性や友達や指導者との関わり方など）の把握
- ・ 個別面談・行動観察による障害の種類・程度、行動・性格等の特性・個性の把握
- ・ 参加体験時の児童の活動状況からの把握
- ・ 学校（教頭・担任等）からの情報提供（※）による把握

（※） 個人情報の取扱については、保護者から事前に承諾を得ること。

（3） 受け入れの「方向性」の検討

- ① 保護者の希望ですぐに単独（子どものみの参加）で受け入れるのではなく、（2）の段階的な把握を丁寧に進めること。

○ 主な流れの例



- ② （2）において子どもの様子や障害の種類・程度の把握、見学時や参加体験の状況等を踏まえて、安心・安全な受け入れに向けた検討を段階的に進めること。
- ③ 段階的に子どもの様子や障害の種類・程度の把握に努める中で、保護者の理解と協力による十分な話し合いを行い、トワイライトスクール・トワイライトルームの事業趣旨の達成が可能な安心・安全な参加体験や参加の仕方を検討すること。

（4） 具体的な参加体験（試行）・参加の実施

- ① 児童の安心・安全の確保の観点から、基本的には、「参加体験（試行）」を経て、再度保護者と個別面談を実施し、「参加」へと段階的に進めること。

○検討Ⅰ 「参加体験（試行）」の仕方とその条件

分類	参加体験の仕方	参加体験の条件
A	保護者の付添による参加体験（試行）	個別面談・行動観察を経て、曜日・時間帯を限定し、可能な範囲でスタッフ体制を整えれば、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ－1又はⅢ－2いずれかの対応が可能と判断した場合
B	子ども単独での参加体験（試行）	原則として、Aの保護者付添による参加体験を経た上で、曜日・時間帯を限定し、可能な範囲でスタッフ体制を整えれば、ⅠかⅡ（単独参加）いずれかの対応が可能と判断した場合

(注) 保護者によっては、様々な理由で、個別面談を受けようとしなかったり、参加体験（試行）の協力をしなかったりする場合が考えられるが、「保護者が参加を希望すれば、すべての児童を無条件に受け入れられる事業ではない」という点を踏まえ、丁寧な説明と十分な保護者の理解による運用に心掛けること。

○検討Ⅱ 「参加」の仕方とその条件

分類	参加の仕方	参加の条件
I	通常の参加 (限定なし・単独参加)	(A 及び B を経た上で、) 通常の参加が「通常の配慮の範囲で可能」と判断した場合
II	子ども単独で時間帯や曜日を事前に限定して参加	曜日や時間帯を区切って、加配措置をとるなど、現場の努力や適切な研修等で障害等に十分に対応できると判断した場合
III の 1	保護者（保護者に代わる者を含む）付添による、限定なしの参加	曜日や時間帯を区切らなくても、通常のスタッフ体制の範囲で、現場の努力や適切な研修等で障害等に十分に対応できると判断した場合
III の 2	保護者（保護者に代わる者を含む）付添による、事前に時間や曜日を限定した参加	曜日や時間帯を区切って、加配措置をとるなど、現場の努力や適切な研修等で障害等に十分に対応できると判断した場合

IV	受け入れ困難	保護者の協力のもと、個別面談・行動観察及び A・B の段階的な参加方法の検討を行った上で、すべての子どもの安心・安全の観点から、 <u>現時点の現場の状況においては「受け入れ困難」と判断される場合。</u> <u>(支援の限界が認められる場合)</u>
----	--------	---

② 参加体験・参加の方法の決定と報告

個別面談終了後、運営指導者が「個別面談記録表」に「個別面談カード」の記入内容・聞き取り内容・行動観察を基に必要事項を記入し、結果を運営主体（本部）に報告する。

(※ 「個別面談記録表」は、運営主体（本部）への報告書として取り扱う。)

③ 「Ⅳ：受け入れ困難」な場合の考え方

「受け入れ」の考え方は、トワイライトスクール等での活動を希望する場合は、「希望するすべての子どもを受け入れる方向で進める」ことが基本となる。

しかし、「配慮を要する児童」を含め、参加するすべての子どもが落ち着いて過ごすことができること、安心・安全が確保されることなどが事業実施における大前提となる。そのため、「配慮を要する内容」や障害の特性・程度によっては参加を断らざるを得ない場合がある。

【受け入れ困難と考えられる事例】

- ・ 保護者の付添だけでは必要な医療的ケア等が適切・安全に行えない場合
- ・ 地域協力員の加配措置や運営スタッフによる特別な配慮等をしてしても「すべての子どもの安心・安全」が確保できない場合
- ・ 市が実施する放課後事業（教育事業）であり、限られた予算・人員の中で行っており、トワイライトの現時点の状況や対応方法等ではすべての子どもの安心・安全が十分に確保できない場合

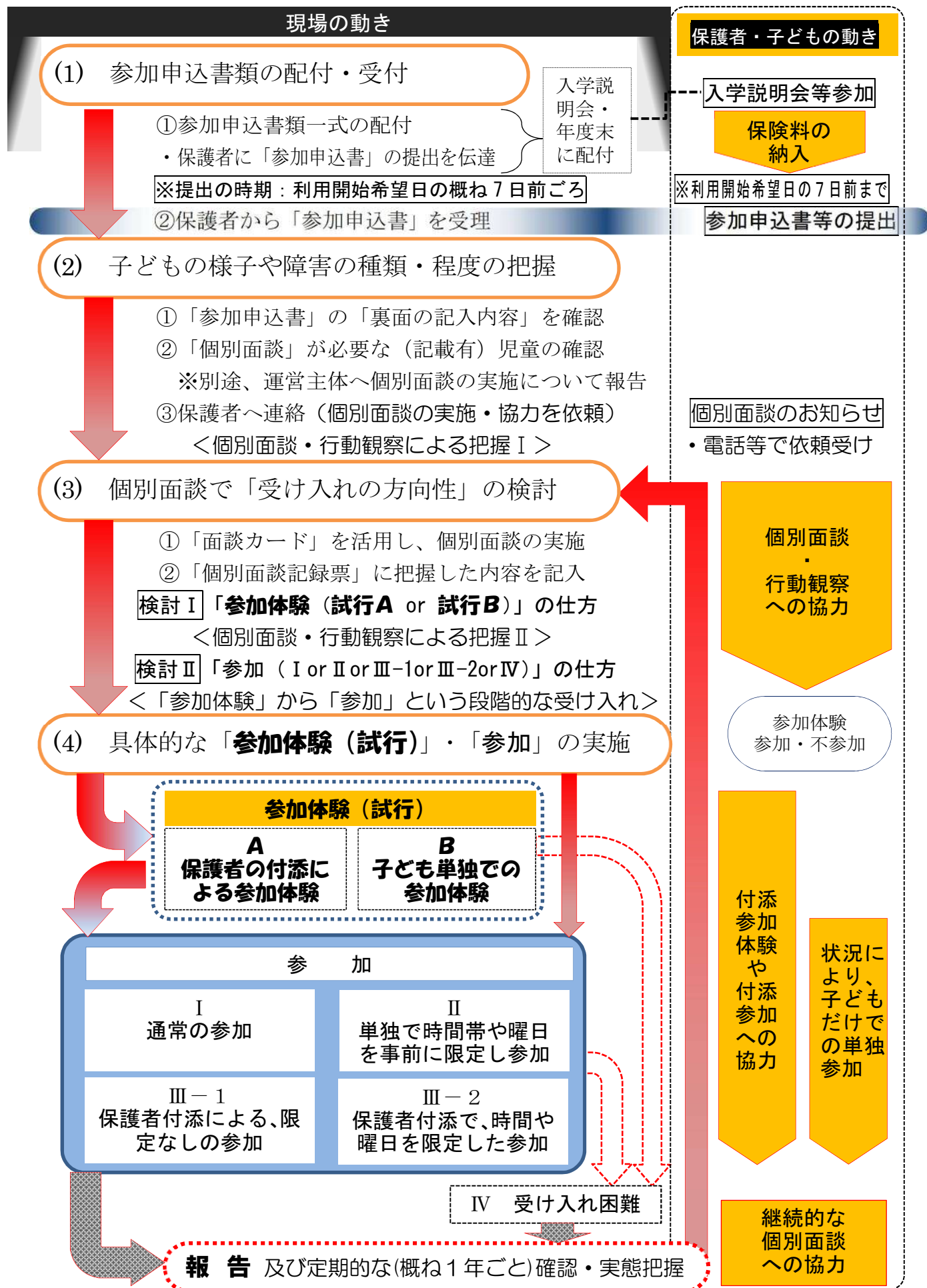
④ 「受け入れ困難」という判断における留意点

受け入れの判断は、運営側が一方的に行うものではなく、「参加体験（試行）」において、「遊び」、「学び」、「体験」、「交流」により子どもの自主性・社会性・創造性を育む活動が可能かどうかなどを、保護者に寄り添い丁寧に確認し、個別面談で子どもを中心に据えて検討していくべきものであることを踏まえて判断すること。

(5) 成長段階に応じた定期的な確認・参加実態の把握

- ① トワイライトへの参加（(4)の分類Ⅰ～Ⅳ）の判断については、子どもの成長段階に応じて、定期的（原則として年に1回程度）に個別面談を実施し確認する。
- ② 子どもの成長や障害の内容等に伴って、「それまでできなかった活動が可能になる場合」と、「それまでできていた活動が困難になる場合」のどちらも生じ得ることを保護者にも確認しておくこと。

配慮を要する児童の受け入れの手順図



個別面談の実施に当たって

1 個別面談実施の手順と方法

(1) 面談の場の設定

下記アからエの場合には保護者の了解を得て個別面談の場を設定する。

- ア 参加に当たって、保護者から障害等についての申し出や事前の相談があった場合
- イ 参加申込書裏面の「児童が下記事項に該当する場合」のチェック欄に☑がある場合
- ウ 参加申込書裏面の「②生活・行動面」または「③特別な配慮や支援が必要な場合」の記入欄に、トワイライトの活動において配慮を要する記述がある場合
- エ 受け入れ前または受け入れ後に、運営指導者が参加する児童について「指導上、個別面談の必要がある」と認める場合

上記の児童のうち、特に、知的障害を伴わない発達障害がある児童については、障害があることに周りの人が気づきにくく、小学校入学の段階では保護者が障害を認識していないこともあることに留意する必要がある。したがって、上記ウ、エの場合は特に、児童の日ごろの様子に目を配るとともに、保護者との日常会話に心掛けて相談しやすい雰囲気を醸成し、良好な関係づくりに留意して面談の場を設定する。

なお、面談の場に児童が同席しない方がよい場合もあると想定されるので、児童同席の可否について、事前に保護者の意向を確認しておくとうい。

(2) 対象児童の行動観察

個別面談を円滑にすすめるためには、事前に機会をとらえて、児童の行動観察を実施しておくことが望ましい。特に、呼びかけや問いかけに対する動作や言葉での反応、遊び場など目的場所への移動の様子や遊びの様子、保護者との言葉のやりとりの様子などについて詳しく観察できるとよい。

また、参加申し込み前の場合には、トワイライトのプレイルームに案内して遊びなどの様子を観察することができれば、実際の活動場面を想定しやすくなる。

なお、面談を実施することが話題になった時点で、「お子さまの生活状況について(面談カード)」(別紙第1号様式)を保護者に渡して趣旨を説明し、記入を依頼する。

(3) 参加申込書の記載内容を確認し、個別面談記録表に転記

面談実施前に参加申込書の記載内容を確認し、基本情報を「個別面談記録表」(別紙第2号様式)に転記しておく。また、事前に行動観察した様子をメモするなど、面談で話題になりそうな事項を整理しておく。

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

学校名 ○ ○ 小学校 ○ 年 ○ 組 (○ ○ 年 : ○ 年 ○ 組) (○ ○ 年 : ○ 年 ○ 組)	
ふりがな 児童氏名 ○ ○ ○ ○ 平成○○年○○月○○日生	☒ 通常の学級 ☐ 特別支援学級 (※種別) ☐ 通級指導教室 (※種別 通級先 小)
保護者氏名 ○ ○ ○ ○	続柄 父 (※上記種別欄には、弱視、肢体、病弱、知的、自・情、発達、難聴、言語のいずれかを記載)
① 手帳の有無 あり ・ なし (「あり」の場合は手帳を確認)	(確認後、下記の該当する口にレ) ☐ 愛護手帳 (度) ☐ 身体障害者手帳 (第 種、 級) ☐ 精神障害者保健福祉手帳 (級)
② 上記①の手帳に係るもの以外の医師の診断の有無 なし ・ なし (「あり」の場合は詳細を尋ねる)	(確認後、下記に内容を記載) ・ 診断名 (高機能自閉症) ・ 診断時期 (H○○年 ○月) ・ 診断機関・医師名等 (○○病院)
③ 専門機関での相談歴の有無 なし ・ なし (「あり」の場合には経過等を尋ねる)	(相談歴等を確認後、下記に記載) ・ 相談機関名 (○○療育センター) ・ 相談時期 (H○○年 ○月)
④ 器具等の使用の有無 あり ・ なし (「あり」の場合には経過等を尋ねる)	(確認後、下記に内容を記載) ・ 使用器具 () ・ 使用方法 ()
⑤ 医師の診断内容等 上記の①、②、③のいずれかが「あり」の場合には詳細を尋ねて、その内容を記載する。 ※変更は追記 (年度記入) 3歳のとき○○療育センターで発達相談。以後、2週間に1回の言語訓練を2年間受けてきた。4歳のとき診断名。言葉の理解の状況は年齢相応といわれた。	

(4) 保護者との面談の実施

トワイライトで活動するに当たっての保護者や児童の期待感や不安感に配慮しつつ、トワイライトでできる支援や必要な対応について保護者とともに考えるようにする。面談実施に際しては、保護者が記載した「お子さまの生活状況について(面談カード)」の内容や個別面談記録表の未記入箇所の内容を確認しながら、保護者から情報を得るのも方法の一つである。

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

1 現在の状況 (1) 基本的生活習慣 ☐ 特記事項なし ☒ 特記事項あり(特記事項ありの場合は下欄に記載) 「身の回りの事柄について、何らかの配慮や支援が必要な場合はお知らせいただけますか。」などと尋ね、 介助等が必要な状況を記載する。特記事項がない場合は、空欄のままとする。※変更は追記 (年度記入)	
ア 着 脱 1 介助等が必要() 2 全介助 イ 食 事 1 介助等が必要() 2 全介助 ウ 排 泄 1 介助等が必要() 2 全介助 エ 移 動 1 介助等が必要() 2 全介助 オ その他	※介助希望の場合： ☐ 男女どちらでも ☐ できれば女性 ☐ できれば男性 身の回りのことは自分でできる。他のことに興味が向いているとき、取り掛かるのが遅れることがある。

(5) 面談結果の記録

児童の配慮を要する内容や状況等については、保護者からの申し出や相談に応じて、保護者の意向や不安等を丁寧に聞き取って支援や対応を考える。また、参加を希望する曜日・時間帯・期日や、参加に当たっての配慮が必要な体験活動の内容などについて確認し、聞き取った内容を記録する。

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

(2) ことば ☐特記事項なし ☒特記事項あり(ありの場合は下欄に記載)

「言葉を聞いたり話したりするときに何か気がかりなことや手助けするとよいことなどがありますか。」などと尋ね、特記事項を記載する。特記事項がない場合は、空欄のままとする。※変更は追記(年度記入)

ア 聞くことについて

話を聞くと、表情の変化が少なく、相手の方を向くことも少ないので聞いていないように見える。大事なことは、名前を呼んで、注意を向けさせてから伝える。

イ 話すことについて

単語で区切ったような話し方になる。よく聞けば分ることも多い。発言が分りにくいとき、「紙に書いて」と言って用紙を渡すと、用件を書くことができる。

(3) 行動上の特性 ☐特記事項なし ☒特記事項あり

(ありの場合は、保護者から聞き取った内容や行動観察した様子を選択、記載)※変更は追記(年度記入)

《行為》	《思い当たる要因》
☐ ①自傷行為がある	☐ ア 興奮しやすく気分が不安定になる
☐ ②他傷行為がある	☒ イ 欲求や行動が阻止されると不機嫌になる
☐ ③破壊行為(物を投げる・壊す等)がある	☐ ウ 気に入らないことがあると感情が抑えられない
☒ ④閉じこもったり、とび出したりする	☒ エ 気に入った人・ものに夢中になったり強くこだわったりする
☐ ⑤騒ぐ・暴言を吐く	☐ オ 感覚過敏(音、光、気温、接触、味覚等)がある
☐ ⑥暴力を振るう	☒ カ 環境の変化(予見・予測ができない、集団内が苦手等)に対応できない
☒ ⑦集団を外れ、好き勝手なことをする	☐ キ コミュニケーションがうまくとれない
	☐ ク 衝動性(思い立ったらすぐに行動したりする)がある
《その他特記事項》	

2 その他の特記事項(疾病、アレルギー、言語、家族の状況、等)

(ありの場合は、保護者から聞き取った内容や行動観察した様子を下欄に記載)※変更は追記(年度記入)

3歳ころまで、ぜんそくの症状が出ることもあったが(ヒューヒューという呼吸音)、現在はほとんどない。

3 参加日の予定(参加する予定の曜日・時間帯・期日等の意向を尋ねて下欄に記載)※変更は追記(年度記入)

毎週水、金曜日の授業後から17:00まで

(6) 参加体験や保護者付き添いによる参加の検討

配慮を要する児童や周りの児童が安心・安全に参加し、スタッフが適切な支援を行うためには、トワイライトでの生活や学習を実際に体験してみたり、保護者の付き添いにより支援や対応の方法を確認したりすることが必要な場合がある。

児童の状況によっては、個別面談と並行して参加体験を行ったり、保護者の付き添いによって参加したりするなど、保護者と連携して、段階的な参加方法を検討する必要があると思われる。

(7) 参加形態の分類

上記の結果を踏まえ、児童の状況等により、保護者の理解と協力を得て、安心・安全な参加形態を決める。その結果を「4 分類」の欄に記載する。

- | | |
|-------|--|
| I | 児童だけの参加 |
| II | 児童だけの条件付き参加
(条件:曜日・時間・活動内容・スタッフ体制) |
| III-1 | 保護者付き添いによる参加 |
| III-2 | 保護者付き添いによる条件付き参加
(条件:曜日・時間・活動内容・スタッフ体制) |
| IV | 受け入れ困難 |

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

4 分類(受け入れの分類について、該当の□にレを記入。IVの場合はその事由を記載。

また、I～Ⅲの場合でも、特別な対応や支援が必要な場合は、面談後の所見や留意事項として下記に記載) ※変更は追記(年度記入)

☐ I ☒ II ☐ III-1 ☐ III-2 ☐ IV

集団遊びへの参加や持ち物の管理などで個別の指示や見守りが必要である。当面は児童だけの条件付き参加とするが、保護者とともに今後の対応を検討する。

保護者のみなさまへ ～子どもたちの豊かな放課後を目指して～

1 事業の目的

トワイライトスクールは...



放課後等に学校施設を利用して、学年の異なる友だちと遊び、学び、体験活動に参加し、地域の人々と交流すること等を通じて、自主性・社会性・創造性等を育む教育事業です。

2 運営に関わるスタッフ

本事業は、地域の方々のボランティア精神によって支えられています。感謝の気持ちを育むためにも、ご家庭においてもお子様への適切なご指導をお願いします。
運営に関わるスタッフは次のとおりです。

運営指導者



現場責任者として、運営を統括し、学校や地域の関係機関・団体等との連携を図ります。

地域協力員

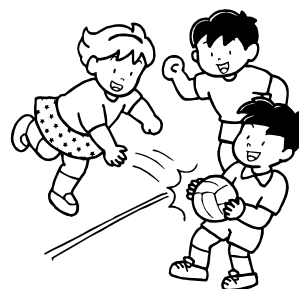


身近な地域の大人として子どもに接しながら、日々の運営を補助します。
「AP(アシスタント・パートナー)」とも呼ばれます。

体験活動講師



地域の方々が自身の特技や趣味を生かして、伝承遊びや工作・スポーツを始め様々な体験活動を教えます。
また、子どもと接することが好きな地域の学生や将来教育職を志す学生等が、活動や遊びを支援します。



3 ご利用に際してのお願い

(1) 保険の加入について

様々な活動中に不慮の事故が起こるかもしれません。また、友だちにけがをさせたり、ガラスを割ったりということが起きるかも知れません。このようなことに備えて、参加登録に際して保険への加入をお願いします。

名古屋市では、トワイライトスクールを想定した保険をご用意しております。詳しくは、トワイライトスクールにお問い合わせください。(年間400円程度)

なお、原則として、払い込まれた保険料は返金できませんので、あらかじめご了承ください。

(2) トワイライトスクールを初めて利用される方について

新1年生等、初めてトワイライトスクールをご利用される方は、参加希望日の7日前までに参加申込書に必要事項を記入の上、各トワイライトスクール事務室まで提出をお願いします。

(3) 必要に応じた面談への協力について

きめ細かな配慮のもと、すべてのお子様が充実した活動に取り組めるよう、必要に応じて、運営指導者とお子様や保護者の方との面談を実施することがあります。その際は、ご協力をお願いします。

Q1 : トワイライトスクールは、学校生活の延長と考えればいいですか？

A1 : 学校施設を活用して活動をしますが、学校生活の延長ではありません。お世話をいただく方々も学校の先生方ではなく、名古屋市が運営を委託している団体や地域の方です。

Q2 : だれでも参加できるのですか？

A2 : その学校に通っているお子様か、学区に住んでいるお子様が参加の対象です。

Q3 : 申し込むにはどうすればいいですか？有料ですか？

A3 : 「参加申込書」を事務室にご提出ください。トワイライトスクールは無料でご参加いただけます。ただし、あらかじめ保険への加入(有料)をお願いします。

なお、新1年生や初めて本校のトワイライトスクールをご利用される方は、参加開始希望日の7日前までに、各トワイライトスクールまで参加申込書の提出をお願いいたします。

Q4 : 何時まで過ごすることができるのですか？

A4 : 学校の授業日は、授業終了後から午後6時までです。土曜日や夏休み等長期休業中は、午前9時から午後6時までになります。

Q5 : 土曜日や長期休業日等の昼食はどうすればよいですか？

A5 : 午前・午後と引き続き利用される場合は、あらかじめ弁当を持たせてください。

Q6 : 申し込みをすると毎日参加をすることになるのですか？

A6 : お子様が興味・関心のある体験活動や地域の方々との交流事業が行われる日・時間だけ参加することもできます。参加する日や時間については、お子様の学年、発達段階、日々の生活状況等を考慮して、ご家庭で十分に話し合ってください。

Q7 : 冬は早く暗くなるから帰り道が心配です。送ってもらえるのですか？

A7 : お子様の安全のため、原則として「保護者による送り迎え」が必要です。保護者の送り迎えのルールは、トワイライトスクールごとに、お子様の発達段階や地域性を考慮した上で、地域の方々とも相談をして決めています。詳しくは各トワイライトスクールにお尋ねください。

【問い合わせ先について】

○ 運営に関する問い合わせ

〇〇〇〇(運営主体)〇〇〇〇

電話 : 〇〇〇-〇〇〇〇

○ 制度に関する問い合わせ

名古屋市子ども青少年局 放課後事業推進室

電話 : 972-3229

保護者のみなさまへ

～子どもたちの豊かな放課後を目指して～

1 事業の目的

トワイライトルームは...



放課後等に学校施設を利用して、学年の異なる友だちと遊び、学び、体験活動に参加し、地域の人々と交流すること等を通じて、自主性・社会性・創造性等を育む全児童を対象にした事業と、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、より生活に配慮した事業を一体的に実施しております。

2 運営に関わるスタッフ

本事業は、地域の方々のボランティア精神によって支えられています。感謝の気持ちを育むためにも、ご家庭においてもお子様への適切なご指導をお願いします。

運営に関わるスタッフは次のとおりです。

運営指導者



現場責任者として、運営を統括し、学校や地域の関係機関・団体等との連携を図ります。

子ども指導員



運営指導者とともに、子どもの活動や生活によりそいながら指導します。
あわせて、留守家庭等の保護者の子育てを支援します。

体験活動講師



地域の方々が自身の特技や趣味を生かして、伝承遊びや工作・スポーツを始め様々な体験活動を教えます。
また、子どもと接することが好きな地域の学生や将来教育職を志す学生等が、活動や遊びを支援します。

地域協力員



身近な地域の大人として子どもに接しながら、日々の運営を補助します。
「AP(アシスタント・パートナー)」とも呼ばれます。

3 ご利用に際してのお願い

(1) 保険の加入について

様々な活動中に不慮の事故が起こるかもしれません。また、友だちにけがをさせたり、ガラスを割ったりということが起きるかも知れません。このようなことに備えて、参加登録に際して保険への加入をお願いします。

名古屋市では、トワイライトルームを想定した保険を用意しております。詳しくは、各トワイライトルームにお問い合わせください。(年間400円程度)

なお、原則として、払い込まれた保険料は返金できませんので、あらかじめご了承ください。

(2) トワイライトルームを初めて利用される際について

参加開始希望日の7日前までに、参加申込書に必要事項を記入の上、各トワイライトルームの事務室まで提出をお願いします。

4月から延長時間帯を利用希望の方は、指定する日までに申請書等をご提出ください。

(3) 必要に応じた面談への協力について

きめ細かな配慮のもと、すべてのお子様が充実した活動に取り組めるよう、必要に応じて、運営指導者とお子様や保護者との面談を実施することがあります。その際は、ご協力をお願いいたします。

Q1 : トワイライトルームは、学校生活の延長と考えればいいですか？

A1 : 学校施設を活用して活動しますが、学校生活の延長ではありません。お世話をいただく方々も学校の先生方ではなく、名古屋市が運営を委託している団体や地域の方です。

Q2 : だれでも参加できるのですか？

A2 : その学校に通っているお子様か、学区に住んでいるお子様が参加の対象です。ただし、延長時間帯に参加するには、就労等で保護者が家庭にいない等の条件があります。

Q3 : 申し込むにはどうすればいいですか？有料ですか？

A3 : 「参加申込書」を事務室にご提出ください。基本時間帯は保険関係費(年間400円程度)のみで無料でご参加いただけます。ただし、延長時間帯は有料となります。

Q4 : 何時まで過ごすことができるのですか？

A4 : 学校の授業日は、授業終了後から17時までです。延長時間帯は18時までと19時までが選択できます。土曜日は朝9時から、夏休み等の長期休業日は朝8時からになります。

Q5 : 土曜日や長期休業日等の昼食はどうすればよいですか？

A5 : 午前・午後と引き続き利用される場合は、あらかじめ弁当を持たせてください。

Q6 : 申し込みをすると毎日参加をすることになるのですか？

A6 : お子様が興味・関心のある体験活動や地域の方々との交流事業が行われる日・時間だけ参加することもできます。参加する日や時間については、お子様の学年、発達段階、日々の生活状況等を考慮して、ご家庭で十分に話し合ってください。

Q7 : 冬は早く暗くなるから帰り道が心配です。送ってもらえるのですか？

A7 : お子様の安全のため、原則として「保護者による送り迎え」が必要です。保護者の送り迎えのルールは、トワイライトルームごとに、お子様の発達段階や地域性を考慮した上で、地域の方々とも相談をして決めています。詳しくは各トワイライトルームにお尋ねください。

Q8 : 延長時間帯の登録内容は変更できますか？

A8 : 延長時間帯の利用登録は月単位で変更をすることができます。変更したい場合は、その都度、変更したい月の前月25日までに事前の手続きを行えば、月ごとに利用する時間帯を変更したり、減免有無を変更することができます。

Q9 : 利用料の支払いはどうすればいいですか？

A9 : 選択事業登録をされた方は、便利な自動引き落としをぜひご利用ください。自動引き落としの利用については各トワイライトルームにお問い合わせください。自動引き落としをされない方については、金融機関等の窓口で納付書にて毎月お支払いいただくことになります。

Q10 : 転校することになった場合、どのような手続きを行えばよいですか？

A10 : 選択事業登録をされている方は、転校前の学校での登録を取り消してください。転校先でも延長時間帯の利用をしたい場合は、転校先で、新たに選択事業登録の申請を行ってください。

なお、保険関係費については、市内の学校へ転校した場合でも継続して有効です。

【問い合わせ先について】

○ 運営に関する問い合わせ

〇〇〇〇(運営主体)〇〇〇〇

電話 : 〇〇〇-〇〇〇〇

○ 制度に関する問い合わせ

名古屋市子ども青少年局 放課後事業推進室

電話 : 972-3096

(宛先) 名古屋市教育委員会

次のとおり _____ 小学校トワイライトスクールへの参加を申し込みます。

学年	組	児 童 氏 名	性別	生 年 月 日
		<ふりがな>		年 月 日 生

保護者氏名 (申込者氏名)	<ふりがな>
住所	〒 — 電話番号 () —
緊急連絡先	連絡順① 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () [続柄 () — —] 連絡順② 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () [続柄 () — —] 連絡順③ 携帯・自宅・勤務先 ()・その他 () [続柄 () — —]

★ トワイライトスクールに申し込みをしている兄弟姉妹

学年	組	児 童 氏 名	学年	組	児 童 氏 名

★ 自宅付近の地図

--

--

★ 児童のかかりつけ医（緊急時に診ていただく医療機関名等をお書きください。）

診療科	医療機関名	電話番号	医師からの助言等がありましたらお知らせください

★ 児童が下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐身体障害者手帳を所持 ☐愛護手帳を所持 ☐精神障害者保健福祉手帳を所持
☐特別支援学級に在籍 ☐通級指導教室に通級 ☐医師の診断を受けている（発達障害等）

★ 児童に食物アレルギーがあり、下記事項に該当する場合は□にチェックを入れてください。

☐学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）
☐アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている

★ 児童の安全な活動のために必要となりますので、下記の事項で、ご心配なことやスタッフに気をつけてほしいと思われることがありましたらお書きください。

① 健康・身体面 (例：ぜんそくがある、肩を脱臼しやすい、など)
② 性格・行動面 (例：かっとなりやすい、人見知りが強い、特定のものにこだわりが強い、など)
③ 特別な配慮や支援が必要な場合はお書きください。 (例：右の耳に補聴器を付けているが聞き取りにくい音がある、など)
④ その他、前もってお知らせいただくことがあればお書きください。

※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。

※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

(宛先) 名古屋市長

次のとおり _____ 小学校トワイライトルームへの参加を申し込みます。

学年	組	児 童 氏 名	性別	生 年 月 日
		<ふりがな>		年 月 日 生

保護者氏名 (申込者氏名)	<ふりがな>
住所	〒 — 電話番号 () —
緊急連絡先	連絡順① 携帯・自宅・勤務先 () ・その他 () [続柄 () — —] 連絡順② 携帯・自宅・勤務先 () ・その他 () [続柄 () — —] 連絡順③ 携帯・自宅・勤務先 () ・その他 () [続柄 () — —]

★ トワイライトルームに申し込みをしている兄弟姉妹

学年	組	児 童 氏 名	学年	組	児 童 氏 名

★ 自宅付近の地図

--

★ 児童のかかりつけ医（緊急時に診ていただく医療機関名等をお書きください。）

診療科	医療機関名	電話番号	医師からの助言等がありましたらお知らせください

★ 児童が下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐身体障害者手帳を所持 ☐愛護手帳を所持 ☐精神障害者保健福祉手帳を所持
☐特別支援学級に在籍 ☐通級指導教室に通級 ☐医師の診断を受けている(発達障害等)

★ 児童に食物アレルギーがあり、下記事項に該当する場合は□にチェックを入れてください。

☐学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）
☐アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている

★ 児童の安全な活動のために必要となりますので、下記の事項で、ご心配なことやスタッフに気をつけてほしいと思われることがありましたらお書きください。

① 健康・身体面
（例：ぜんそくがある、肩を脱臼しやすい、など）

② 性格・行動面
（例：かっとなりやすい、人見知りが強い、特定のものにこだわりが強い、など）

③ 特別な配慮や支援が必要な場合はお書きください。
（例：右の耳に補聴器を付けているが聞き取りにくい音がある、など）

④ その他、前もってお知らせいただくことがあればお書きください。

◎ 選択事業・一時利用の登録をご希望の方は、この申込書とともに「トワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書(第10号様式)」等必要書類を提出してください。

※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。
また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。

※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

(別紙第1号様式)

お子さまの生活状況について（面談カード）

記入日 年 月 日

お子さまに応じた対応や支援を行う参考資料とするため、以下の質問に可能な範囲でお答えください。

年・組（ 年 組） 名前（ ）

1 日ごろの活動や行動の様子

（1）活動（遊びなど）の様子（当てはまるものの番号に○をお付けください）

1. 他の子と一緒に活動できる
2. やり取りにはならないがそばで一緒に活動できる
3. 他の子の活動を見ているが参加は難しい
4. 一人で活動することが多い
5. 特定の活動にこだわりがある

（2）日ごろの行動で気になることがありますか。（有の場合は、当てはまるものの番号に○をお付け下さい）

（ 有 ・ 無 ）

1. 新しい環境に慣れるのに時間がかかる
2. 順番を待つことが苦手
3. 集中力がなく気が散りやすい
4. 急な予定変更に対応できない
5. 席を離れることがよくある
6. 日によって感情のむらがある。
7. よくかんしゃくを起こす。
8. その他、気になる行動があれば、下記にお書きください。

（3）普段の生活で、興味を持っていることや熱心に取り組む活動がありましたら、具体的にお書きください。

（4）普段の生活で、苦手なことや取り組みにくい活動がありましたら、具体的にお書きください。

→裏面もご記入ください。

名前（ ）

- 2 お子さまへの接し方について、ご家庭で工夫されていることがありましたら具体的にお書きください。

- 3 専門機関、医師から受けたアドバイスがあれば具体的にお書きください。

- 4 保育所、幼稚園等から受けたアドバイスがあれば具体的にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

学校コード

(別紙第2号様式)

個別面談記録表

- 1 個別面談実施日 年 月 日 担当者名 ()
2 個別面談実施日 年 月 日 担当者名 ()
3 個別面談実施日 年 月 日 担当者名 ()

学校名	小学校	年	組
	(年 : 年 組)		
	(年 : 年 組)		
ふりがな 児童氏名	☐ 通常の学級 ☐ 特別支援学級 (※種別) ☐ 通級指導教室 (※種別 通級先 小)		
保護者氏名	続柄	(※上記種別欄には、弱視、肢体、病弱、知的、自・情、発達、難聴、言語のいずれかを記載)	
① 手帳の有無 あり ・ なし (「あり」の場合は手帳を確認)	(確認後、下記の該当する口にし) ☐ 愛護手帳 (度) ☐ 身体障害者手帳 (第 種、 級) ☐ 精神障害者保健福祉手帳 (級)		
② 上記①の手帳に係るもの以外の 医師の診断の有無 あり ・ なし (「あり」の場合は詳細を尋ねる)	(確認後、下記に内容を記載) ・ 診断名 () ・ 診断時期 (年 月) ・ 診断機関・医師名等 ()		
③ 専門機関での相談歴の有無 あり ・ なし (「あり」の場合には経過等を尋ねる)	(相談歴等を確認後、下記に記載) ・ 相談機関名 () ・ 相談時期 (年 月)		
④ 器具等の使用の有無 あり ・ なし (「あり」の場合は詳細を尋ねる)	(確認後、下記に内容を記載) ・ 使用器具 () ・ 使用方法 ()		
⑤ 医師の診断内容等 上記の①、②、③のいずれかが「あり」の場合には詳細を尋ねて、その内容を記載する。 ※変更は追記 (年度記入)			

1 現在の状況

- (1) 基本的生活習慣 ☐ 特記事項なし ☐ 特記事項あり (特記事項ありの場合は下欄に記載)
「身の回りの事柄について、何らかの配慮や支援が必要な場合はお知らせいただけますか。」などと尋ね、
介助等が必要な状況を記載する。特記事項がない場合は、空欄のままとする。※変更は追記 (年度記入)

- | | | |
|-------|-------------|-------|
| ア 着 脱 | 1 介助等が必要() | 2 全介助 |
| イ 食 事 | 1 介助等が必要() | 2 全介助 |
| ウ 排 泄 | 1 介助等が必要() | 2 全介助 |
| エ 移 動 | 1 介助等が必要() | 2 全介助 |
| オ その他 | | |

※介助希望の場合：☐ 男女どちらでも ☐ できれば女性 ☐ できれば男性

(2) ことば ☐ 特記事項なし ☐ 特記事項あり(ありの場合は下欄に記載)

「言葉を聞いたり話したりするときに何か気がかりなことや手助けするとよいことなどがありますか。」などと尋ね、特記事項を記載する。特記事項がない場合は、空欄のままとする。※変更は追記（年度記入）

ア 聞くことについて

イ 話すことについて

(3) 行動上の特性 ☐ 特記事項なし ☐ 特記事項あり

(ありの場合は、保護者から聞き取った内容や行動観察した様子を選択、記載)※変更は追記（年度記入）

《行為》 ☐①自傷行為がある ☐②他傷行為がある ☐③破壊行為(物を投げる・壊す等)がある ☐④閉じこもったり、とび出したりする ☐⑤騒ぐ・暴言を吐く ☐⑥暴力を振るう ☐⑦集団を外れ、好き勝手なことをする	《思い当たる要因》 ☐ア 興奮しやすく気分が不安定になる ☐イ 欲求や行動が阻止されると不機嫌になる ☐ウ 気に入らないことがあると感情が抑えられない ☐エ 気に入った人・ものに夢中になったり強くこだわったりする ☐オ 感覚過敏(音、光、気温、接触、味覚等)がある ☐カ 環境の変化(予見・予測ができない、集団内が苦手等)に対応できない ☐キ コミュニケーションがうまくとれない ☐ク 衝動性(思い立ったらすぐに行動したりする)がある
《その他特記事項》	

2 その他の特記事項（疾病、アレルギー、言語、家族の状況、等）

(ありの場合は、保護者から聞き取った内容や行動観察した様子を下欄に記載)※変更は追記（年度記入）

3 参加日の予定(参加する予定の曜日・時間帯・期日等の意向を尋ねて下欄に記載)※変更は追記（年度記入）

4 分類(受け入れの分類について、該当の□にレを記入。Ⅳの場合はその事由を記載。

また、Ⅰ～Ⅲの場合でも、特別な対応や支援が必要な場合は、面談後の所見や留意事項として下記に記載）※変更は追記（年度記入）

☐ Ⅰ

☐ Ⅱ

☐ Ⅲ—1

☐ Ⅲ—2

☐ Ⅳ

⑧トワイライトスクール・トワイライトルームにおける配慮を要する児童への対応について 別添資料

「名古屋市トワイライト要配慮児童対応業務委託」概要

(注) 本頁に記載の内容は、令和3年度の契約に基づく内容であるため、令和4年度以降の契約については、当該年度予算措置状況によります。

1 目的

本業務は、トワイライトスクール又はトワイライトルーム(以下「トワイライト」という。)において、特別な配慮を必要とする児童等、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放実施委託契約書(以下「元契約書」という。)に定める対応では適切に対応できない児童の受け入れに際して、トワイライトに参加するすべての児童が安心して過ごすことができる環境を整備するもの。

2 契約方法

単年度契約による。

当該年度に、受託者が元契約書において運営を受託しているトワイライトで、「3対象トワイライト及び対象児童の基準」のいずれかに該当する場合、そのトワイライトを本業務委託の対象校とすることができ、協議に基づき、本市の予算の範囲内で、必要なトワイライトについて本業務委託契約を締結するもの。

3 対象トワイライト及び対象児童の基準

区分	基準
1	以下のいずれかに該当する児童が直近1か月の参加実績において1日平均3人以上参加している ア 身体障害者手帳を所持する児童 イ 愛護手帳を所持する児童 ウ 精神障害者保健福祉手帳を所持する児童 エ 医師から「発達障害」などの診断を受けている児童 オ 特別支援学級に在籍する(している)児童 カ 通級指導教室に通級する(している)児童 キ 上記には該当しないが、友達と適切にかかわれない、協調性を著しく欠くなど、トワイライトにおける活動において、配慮を要すると名古屋市が認める児童 ※単に、学習に遅れがあるので個別的な対応が必要というのは対象外。アレルギー対応についても対象外。
2	名古屋市の現地調査により以下のとおり専門的な知識や経験のあるスタッフの配置等が必要と認められた児童が参加している 発達障害や社会性の未成熟により自己抑制ができず、自傷行為や他者への粗

	暴な行為、破壊行為、とび出しなどを頻発させ、本人及び他の児童等の安心や安全が脅かされることでトワイライトの機能に支障が生じている、又は支障が生じる恐れがあり、以下の行為に該当がある児童 ①自傷行為がある ②他傷行為がある ③破壊行為（物を投げる・壊す等）がある ④閉じこもったり、とび出したりする ⑤騒ぐ、暴言を吐く ⑥暴力を振るう ⑦集団を外れ、好き勝手なことをする
3	名古屋市の現地調査により以下のとおり個別の介助が必要と認められた児童が参加している 車いすを利用している児童等、自力での移動・食事や排泄が困難な児童

4 業務内容

配慮を要する児童の状況に応じ、当該児童の放課後事業における支援を実施するとともに、同トワイライトに参加する全ての児童が安心・安全に過ごせる体制及び環境を整えること。

(1) スタッフの配置等

必要に応じて、スタッフの追加配置又は専門的な知識・技能を有するスタッフの配置、現場スタッフへの指導、研修等を行い、児童が安心して過ごせるよう体制を整えること。

(2) 環境整備

名古屋市と協議のうえ、配慮を要する児童の受け入れに際し必要な物品又は備品を整え、安心・安全を確保するために必要な工事を行う等、安全な活動環境づくりに努めること。

(3) 保護者、関係機関等との連携

必要に応じて、保護者、関係機関等との連携及び連絡調整を行い、児童を受け入れるにあたり適切な体制及び環境を整えるよう努めること。

(4) その他

本業務の目的を実現するために必要な措置を講じること。

トワイライトスクール・
トワイライトルームにおける
食物アレルギー対応指針

平成 26 年 11 月
子ども青少年局放課後事業推進室

は じ め に

食物アレルギーのある児童が近年増加し、学校において、食物アレルギーが原因で重篤な症状（アナフィラキシー等）が現れる事例が全国で報告されています。

本市教育委員会においては、昨年度、「食物アレルギー対応の手引き」を作成し、各学校において、食物アレルギーによる事故防止に向けた、適切な対応と体制の充実が図られることになりました。

一方、放課後に実施するトワイライトスクールにおいて、食物アレルギーのある児童に安心・安全な環境を提供することは、大きな課題でありました。

トワイライトスクールでは給食の提供はありませんが、長期休業期間中のお弁当など、食物に触れる機会があります。そのため、活動時間中に、生命に関わるような、緊急性の高いアレルギー症状を呈してしまう可能性もあり、運営に携わるスタッフの適切かつ迅速な対応が求められています。

特に、昨年度から実施し、今後拡充していくトワイライトルームにおいては、おやつを提供があるため、より一層、食物アレルギーに配慮した対応が求められています。

そこで、本市において、今年7月に、有識者で構成する「トワイライトスクール等におけるアレルギー対応検討会」を立ち上げました。検討会においては、現運営体制の中で、大切な子どもの命を守るために、どう対応すべきかを第一に検討を進めていただき、「トワイライトスクール・トワイライトルームにおける食物アレルギー対応指針」を作成するにあたっての、様々なご助言をいただきました。

この指針等を活用し、運営指導者を中心に運営スタッフ全員がアレルギーに関する知識を深めることで、食物アレルギーのある児童も安心・安全に豊かな放課後を過ごしてもらいたいと考えております。

最後に、検討会の座長を務めていただきました「あいち小児保健医療総合センター内科部長」の伊藤浩明先生をはじめ、委員の皆様方には、指針の作成にあたり多大な御協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

平成26年11月

子ども青少年局長 佐藤 良喜

目 次

I 食物アレルギーのある児童への対応基本方針	・・・・・・・・ 1
II 食物アレルギーのある児童の受け入れまでの流れ	・・・・・・・・ 2
III 日常の安全管理方法	・・・・・・・・ 3
IV 緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応	・・・・・・・・ 5
V おやつ提供にかかる留意点	・・・・・・・・ 10

資料（P.16～27）

- 1 トワイライトスクールの事業概要
- 2 トワイライトルームの事業概要
- 3 食物アレルギーの対応について（依頼）
- 4 食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ
- 5 トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる
食物アレルギー調査票 兼 同意書（様式1）
- 6 食物アレルギーのある児童一覧表

参考（P.28）

- 1 トワイライトスクール参加申込書（要綱第1号様式）
- 2 トワイライトルーム参加申込書（要綱第9号様式）
- 3 トワイライトルーム選択事業登録申請兼減免申請書（要綱第10号様式）
- 4 トワイライトルーム一時利用登録申請兼減免申請書（要綱第16号様式）
- 5 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）

I 食物アレルギーのある児童への対応基本方針

- (1) 食物アレルギーのある児童が、トワイライトスクール及びトワイライトルーム（以下「トワイライトスクール等」という）に安心して参加できるよう、受け入れ体制を整える。
- (2) 食物アレルギーのある児童のアレルギーの状況を保護者・学校と連携して把握し、日頃から運営スタッフ間で情報共有を図り、共通認識を持つ。
- (3) 緊急時に迅速で適切な対応が図れるよう、運営スタッフ全員で共通理解を図り、日頃から緊急時の対応に備える。
- (4) トワイライトルームでのおやつ提供については、児童の食物アレルギーの状況を正確に把握した上で、当該児童については、原則、原因食物を含まないおやつを提供する。

Ⅱ 食物アレルギーのある児童の受け入れまでの流れ

新1年生

入学説明会

在校生

1~2月

1. 参加申込書類の配付

食物アレルギーのある児童が参加を希望する場合は、保護者に対し、トワイライトスクール等における食物アレルギー対応について説明するとともに、必要な書類を配付する。

保護者に必要な書類を配付する。

- ・ 事業概要（資料1・2）
- ・ 参加申込書 …… 要綱の第1号、第9号、第10号、第16号様式

2. 参加申込書の受付

食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）申請（予定）
又は、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）処方あり

いいえ

申し込み
手続き終了

はい

3月

保護者に以下の書類を配布し、調査票 兼 同意書の提出を依頼する。

- ・ 食物アレルギーの対応について（資料3）
- ・ 食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ（資料4）
- ・ トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書（資料5）

3. 調査票 兼 同意書の受付 及び 保護者と面談

※以下の内容を保護者から聞き取る。

- ・ 児童の食物アレルギーの状況
- ・ 緊急時の対応
- ・ 弁当を食べる際の留意点
- ・ 食物が関係する体験活動時の留意点
- ・ トワイライトルーム選択事業・一時利用登録を希望する場合のおやつ提供時の留意点

4月

4. 情報共有・共通理解

学校と

保護者の同意のもと、「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）の写し」をもらい、学校と情報共有を図る。（※在校生は3月中に実施可）

以下の書類（食物アレルギー対応関係書類）をまとめて管理し、緊急時にすぐ取り出せるようにしておくとともに、運営指導者、子ども指導員、地域協力員など、運営スタッフ間で情報共有・共通理解を図る。

【食物アレルギー対応関係書類】

- ・ 「食物アレルギーのある児童一覧表」（資料6）
- ・ 「トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書」（資料5）
- ・ 「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）の写し」

運営スタ
ッフ間で

Ⅲ 日常の安全管理方法

トワイライトスクール等では、アナフィラキシーショックを起こすような重度の食物アレルギー疾患から比較的軽度の疾患まで、様々な疾患の程度の児童が日々参加している。運営スタッフも参加する児童も毎日かわっていく中で、安全管理方法について日頃から、運営スタッフ間で共通認識を持っておく必要がある。

1. 活動内容別安全管理方法

(1) 弁当

- ・ 食物アレルギーのある児童の、当日の参加状況を確認し、運営スタッフ間で情報共有を図り、当該児童の顔と名前が一致するようにする。
- ・ 保護者との面談時に聞き取った留意点を踏まえ、食物アレルギーのある児童が弁当を食べる際の配席を考慮する。
- ・ 飲食中は、他の児童の弁当や飲み物を口にしたり手で触れたりすることのないよう、参加児童全員に指導する。
- ・ 食物アレルギーのある児童が、他の児童の衣服についた食物や食べこぼした食物に触れることのないよう注意する。
- ・ ごく少量の原因物質に触れたり、吸い込んだりするだけでもアレルギー症状を起こす場合は、「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」の学校生活上の留意点を参考に、保護者と十分な協議をして、別室で飲食するなど個別の対応をとる。

(2) 体験活動等

① お茶の体験活動講座

お茶菓子を出す場合は、参加申込書にその原材料等を記載するなどし、その原材料に対してアレルギー症状の出る児童は保護者とよく相談の上、別のお茶菓子で対応するなど、配慮する。

② 調理（おやつ作りなど）の体験活動講座

アレルギーとなる食材を扱わないメニューを考慮し、参加申込書に調理する食材を記載する。万一その食材に対してアレルギー症状の出る児童がいる場合、保護者とよく相談の上、一部別の食材を用意するなど、参加の仕方を工夫する。

③ 牛乳パックや牛乳瓶の蓋を使った工作

牛乳アレルギー児が在籍している場合は、牛乳に触ることにより、アレルギー症状が出る場合があるため、牛乳パックや牛乳瓶の蓋を使った工作は実施しない。

④ 小麦を使った遊び

小麦アレルギー児が在籍している場合は、小麦粘土に触ることにより、アレルギー症状が出る場合があるので、使用しない。

⑤ その他

学校給食で使用していない、そば、落花生（ピーナッツ）、キウイフルーツを使った体験活動は、重症症状を呈しやすいため、原則、実施しない。（例：蕎麦打ち体験、節分の落花生による豆まき）

2. 緊急時への備え

(1) アレルギー緊急時対応マニュアル

本指針「Ⅳ 緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応」（p.5～）を運営スタッフ全員がよく理解し、アレルギー緊急時対応マニュアル(別紙)を必要時にすぐ取り出して利用できるようにしておく。

(2) 緊急時薬やアドレナリン自己注射薬（エピペン®）の管理方法

アレルギー症状が出た場合には、保護者に迎えを依頼し、重篤の場合は救急搬送をすることが原則であるが、保護者に連絡がつかない、あるいはアナフィラキシーショックを起こし、緊急対応が必要なケースも想定される。そのため、緊急時薬やエピペン®の日常的な管理について、確認しておく必要がある。

① 緊急時薬について

食物アレルギーのある児童が、緊急時に備えた処方薬を持って参加する場合は、薬の名前やその特徴を把握するとともに、薬の使用方法やタイミング、携帯場所などを保護者に確認しておく。

② アドレナリン自己注射薬（エピペン®）について

- ・ トワイライトスクール等において、保護者がエピペン®の使用を希望される場合は、必ずエピペン®を携帯の上、参加してもらうよう保護者に説明する。
- ・ 学校にエピペン®を預けている児童については、トワイライトスクール等は放課後の活動であり、預けているエピペン®は原則として使用できないことを保護者に説明し、自宅保管用のエピペン®を携帯し、参加してもらうようにする。
- ・ エピペン®の使用方法や使用のタイミング、どのような症状が出た場合に医療機関へ搬送するのか等について、保護者と共通理解を図っておく。
- ・ エピペン®の入ったカバンは、日光の当たらない場所に常温で保管する。
- ・ エピペン®の入ったカバンを置くロッカーをあらかじめ決めておき、緊急時にエピペン®がすぐに取り出せ、救急隊に渡したり、使用したりできるようにしておく。
- ・ エピペン®に関する研修に積極的に参加し、使い方を理解しておく。
- ・ 緊急時に運営指導者がエピペン®を使用する場合に備え、保護者からエピペン®トレーナーを借りるなどして、保護者から使い方について説明を受けるとともに、運営スタッフ間で情報共有を図ること。

Ⅳ 緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応

1. 対象児童

緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応が必要となる可能性のある児童としては、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）児童やエピペン[®]が処方されている児童が主として考えられる。運営指導者は、保護者からの「トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書」に基づき、学校から当該児童の「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」の写しの提供を受け、記載された内容を踏まえ、緊急時の対応について、保護者と面談しアレルギーの症状等を確認する。

また、食物アレルギー対応給食を申請していない児童やエピペン[®]が処方されていない児童でも、アナフィラキシーを発症する可能性はあるので、対応を想定しておくことが必要である。

2. 児童の異変に気づいたら

食物アレルギーのある児童が何らかの違和感を訴えたり、児童の様子に変化（皮膚の赤み、くしゃみ、鼻水、咳、吐き気など）があった場合、アレルギー症状の可能性を第一に考える。児童から目を離さないようにし、人を集める。また、アレルギー緊急時対応マニュアル、食物アレルギー対応関係書類、本人が持参するエピペン[®]や緊急時薬を児童の傍までもってくる。

3. 適切な場所の確保

経過観察の際には、処置をスムーズに行うため、また、救急車を要請する場合には児童の様子を見ながら救急隊と連絡を取る必要があることから、児童を事務室に移動させることが望ましい。しかし、症状によっては、立ったり、歩いたり、おんぶをしたりすることで急激に血圧が低下し危険な場合もあるので、その場で対応する。

4. 緊急時の役割・やるべきこと

緊急時の役割とやるべきことは、次表のとおり3つに集約できる。トワイライトスクールでは、参加児童数や時間帯によって、運営指導者と地域協力員（AP）の2名体制の場合（トワイライトルームでは運営指導者と子ども指導員の2名体制の場合）もあるため、2名で協力をし、緊急時の対応を図る。

区 分	役割・やるべきこと
運営指導者 子ども指導員※ 地域協力員	① 状況を見る → 児童の症状の観察、緊急性の判断 ② 連絡する → 保護者へ連絡、必要な場合は救急車要請 ③ 準備する → アレルギー緊急時対応マニュアル・エピペン®・緊急時薬・食物アレルギー対応関係書類を準備

※ トワイライトルームのみ

5. 緊急時の観察と判断

症状を観察するときには、「緊急時アレルギー症状チェック表」(P.9)をもとに、まず、緊急性が高いアレルギー症状に該当するかどうかをみる。あてはまらなければ、順に軽い症状に向かって症状をチェックし、該当する対応をする。症状のチェックは5分ごとに行う。

食物アレルギーの症状はトワイライトスクール等のお弁当の時間に限らず、授業終了後のトワイライトスクール等の活動中に起こることもあるので、トワイライトスクール等で食べ物を摂取していないとしても、十分注意が必要である。

6. 緊急性が低いアレルギー症状への対応

保護者に連絡を取り、状況を報告するとともに、対応について相談する。保護者に連絡する場合は必ず児童の傍で行う。保護者と連絡が取れない場合、または、現場にいる運営スタッフだけでは対応が難しい場合には、「緊急時アレルギー症状チェック表」(P.9)の緊急性が中等の段階(B)においても、救急車を要請することを優先する。(運営指導者が危険性を感じたら、迷わず救急車を要請する。)エピペン®を処方されている児童の場合は、救急隊にエピペン®を渡す。

7. 緊急性が高いアレルギー症状への対応

「緊急時アレルギー症状チェック表」(P.9)の緊急性が高い症状(次表参照)に一つでもあてはまれば、緊急性が高いと判断する。その場合は、一刻も早く救急車を要請する。救急車到着時に救急隊にエピペン®を渡し、判断を任せる。

ただし、救急車到着前に、救急隊との電話のやり取りの中で、救急隊から指示があった場合、または、緊急性が高く、時間的猶予がない場合は、運営指導者がエピペン®を使用する。

< 緊急性が高いアレルギー症状の判断基準 >

区 分	基準となる症状
全身の症状	ぐったりしている※1、意識がもうろうとしている、尿や便をもらす、脈が触れにくい・不規則、意識がもうろうとしている、唇や爪が青白い※2
呼吸器の症状	のどや胸が締め付けられる、声がかすれる※3、犬が吠えるような咳※4、息がしにくい※5、持続する強い咳き込み、ゼーゼーする呼吸
消化器の症状	持続する強い（がまんできない）おなかの痛み、繰り返し吐き続ける

（日本小児アレルギー学会 2013.7）

- ※1 血圧低下のため歩けない状態
- ※2 チアノーゼ
- ※3 喉頭浮腫のため声がかすれる
- ※4 「ケンケン」という咳
- ※5 呼吸が苦しい、陥没呼吸、肩呼吸など呼吸困難

エピペン®の使用の有無にかかわらず、症状が急に進行して心肺停止状態に陥った場合は、心肺蘇生を行い、可能であればAEDを使用する。

8. 医療機関への搬送

救急車が到着したら、救急隊を誘導する。搬送する際には運営スタッフが付き添う。その際、食物アレルギー対応関係書類、緊急時薬、エピペン®（使用済みの場合は使用済みのもの）を持参する。

9. 本市への報告

児童がトワイライトスクール等参加中に、アレルギー症状が出て、医療機関を受診した場合や、救急車を要請した場合は、速やかに本市（子ども青少年局放課後事業推進室）に報告すること。

緊急時における対応の流れ

児童の様子に変化があったら

- ・皮膚の赤み ・くしゃみ、鼻水 ・咳
- ・じんましん ・目のかゆみ ・吐き気 など

*アレルギー症状
の可能性を考える

*人の確保

*場所の確保

- ・可能なら事務室へ
- ・症状が強ければその場で
対応する判断をする
(歩く・走るは危険)

発見者

- ・目を離さない、一人にしない
- ・助けを呼び、人を集める

役割・やるべきこと

① 状況を見る

- ・症状の観察
- ・緊急性の判断

② 連絡する

- ・保護者
- ・救急車

③準備する

- ・緊急時薬・エピペン®
- ・食物アレルギー対応関係書類※

観察と判断

＜緊急時アレルギー症状チェック表で確認＞

緊急性高い

救急車要請（119番）エピペン®使用

緊急性低い

5分毎に症状チェック

**保護者に連絡し対応を相談 緊急時薬使用
エピペン®準備 救急車考慮**

危険を感じるようなら迷わず救急車要請

心肺停止状態に陥ったら心肺蘇生（可能ならAED使用）

搬 送

◎ 救急車要請で伝えること

- ・アナフィラキシーで救急要請であること
- ・学校名、住所、事務室の電話番号
- ・児童の名前、性別、年齢

- ・エピペン®有無、使用の有無
- ・通報者の名前、携帯電話

※「食物アレルギーのある児童一覧表」「トリイ付スクール・トリイ付ルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票兼同意書」「学校生活管理指導表（写し）」を綴ったもの

緊急時アレルギー症状チェック表

緊急性が高いものから5分ごとに症状をチェックする

緊急性が高い

緊急性が低い

A

B

C

全身の 症状	1 ぐったり※ 2 意識もうろう 3 尿や便を漏らす 4 脈が触れにくい、または不規則 5 唇や爪が青白い※		
呼吸器 の症状	6 のどや胸が締め付けられる 7 声がかすれる※ 8 犬が吠えるようなかん高い咳※ 9 息がしにくい(呼吸困難)※ 10 持続する強い咳込み 11 ゼーゼーする呼吸	1 数回の軽い咳	
消化器 の症状	12 持続する強い(がまんできな い)おなかの痛み 13 繰り返し吐き続ける	2 中等度のおなかの痛み 3 1～2回のおう吐 4 1～2回の下痢	1 軽いおなかの痛み (がまんできる) 2 吐き気
目・口・ 鼻・顔面 の症状	上記の症状が 1つでもあてはまる場合	5 顔全体の腫れ※ 6 まぶたの腫れ※	3 目のかゆみ、充血 4 口の中の違和感、唇の腫れ 5 くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の 症状		7 強いかゆみ 8 全身に広がるじんま疹※ 9 全身が真っ赤	6 軽度のかゆみ 7 数個のじんま疹※ 8 部分的な赤み
		1つでもあてはまる場合	1つでもあてはまる場合

- ☐①救急車要請
☐②ショック体位(足を 15-30cm 高くして寝かせる)
☐③エピペン®使用
☐④心肺停止なら蘇生開始

- ☐①保護者に連絡し対応を相談
☐②事務室へ運ぶ(歩かせない)
☐③緊急時薬使用
☐④エピペン®準備
☐⑤医療機関へ(救急車考慮)

- ☐①保護者に連絡し対応を相談
☐②事務室で経過観察
☐③緊急時薬使用

危険を感じるようなら、迷わず救急車を要請する

※

- ・ A-1 血圧低下のため歩けない状態
- ・ A-5 チアノーゼ
- ・ A-7 喉頭浮腫のため声がかすれる
- ・ A-8 「ケンケン」という咳
- ・ A-9 呼吸が苦しい、陥没呼吸 肩呼吸など呼吸困難
- ・ B-5 形相が変わるほど顔全体が腫れる
- ・ B-6 目が開かないほどまぶたが腫れる
- ・ B-8 全身にじんま疹が広がり正常な皮膚がない状態
- ・ C-7 体の一部ないし数か所にじんま疹が出現

V おやつ提供にかかる留意点

- 1 運営指導者、子ども指導員及び地域協力員（AP）のトワイライトルームの運営スタッフ全員が、必要最低限の重要事項の情報を共有すること
- 2 運営指導者は、保護者はもとより、学校との情報共有においても中心となるため、必要に応じ、連絡調整の場に子ども指導員を同席させる等し、的確に情報を把握・集約し、適切な対応が図れるよう努めること
- 3 子ども指導員は、保護者との面談等にできる限り同席する等により、児童の健康把握に努め、特におやつに関しては責任者として安全なおやつ提供に努めること
- 4 原因食物を含まないおやつの手配等のため、食物アレルギーのある児童の参加確認を必ず7日前を目途に行うこと。あわせて、事前把握の徹底を保護者にも十分に理解していただくよう努めること
また、急な一時利用の申し込み等については、予定されているおやつを必ず保護者に確認させ、その他必要な対応をとること
- 5 食物アレルギーのある児童本人が、自発的に原因食物への対応が図れるよう、保護者と相談の上、側面的な支援や啓発を行うこと
- 6 「10 個別留意事項」を十分理解・整理したうえで、運営スタッフ全員が共通の認識を保てるよう努めること
- 7 「10 個別留意事項」を踏まえ、提供方法について必ず保護者に説明し、理解を得ること
- 8 保護者との面談に際し、発症時の対応として、過去の症状、保護者への連絡方法や救急車の要請の時期などを必ず確認し、対応可能な範囲について保護者に説明すること
- 9 当日のおやつ提供内容については、運営指導者や子ども指導員の代替職員にも、確実に承知できる方策（例：1週間分の参加の事前把握によるメニュー表の作成、誤配防止のためのおやつ時間の座席表など）を検討し、実施する方策を運営スタッフ全員に周知徹底すること

10 個別留意事項

(1) 食物アレルギー情報について

運営指導者は、食物アレルギーのある児童の食物アレルギーに関する重要事項（原因食物、エピペン®の処方の有無、発症時の対処の方法など）について、食物アレルギー対応関係書類等を定期的に確認するなど、食物アレルギーに関する自己点検を実施する。

(2) 原因食物の除去の方策について

【対応の原則】

① 「卵」「乳」「小麦」「えび」といった食物アレルギーについては、重症化の恐れが高いものがある。このため、保護者から原因食物の除去が必要と申告のあった場合は、当該児童のおやつについては、原因食物の完全除去を行う。

② 保護者から食物アレルギーの申告があった場合でも、その原因食物の含有量等の理由から、当該おやつを日常的に食している（食することが可能な）場合がある。

このため、あらかじめ、保護者に食べられるおやつかどうか、必ず確認（含有する場合は保護者の同意）を行う。

③ おやつには、学校給食でも使用していない次の3品目を含むものは、提供しないことを徹底する。

そば

落花生（ピーナッツ）

キウイフルーツ

また、成分の表示を十分確認し、含まれているものは提供しない。

④ 食物アレルギーの原因食物について、製造過程等による微量混入（コンタミネーション）の可能性は完全に排除できないことに留意し、保護者にも必ず説明する。

【基本的な対応策の選択】

子ども指導員は、食物アレルギーのある児童の登録・参加状況を考慮し、次の例を参照し、当該トワイライトルームの取り得る対応について運営指導者と相談したうえで、運営主体に協議し、方策を決定する。

例 1 現在提供しているおやつをリスト化し、そこに含まれるアレルギー物質についても明記した表により、保護者と協議し、食べられるもの（食べられないもの）を明確にし、おやつを決定する。

また、概ね 1 か月間のおやつについて、前月まで（発注まで）に、保護者に提示し、確認する。

◆ 現在提供しているおやつの一覧です。このなかから毎日何品かを組み合わせる等して、提供しています。

◆ 品名やそこに含まれるアレルギー物質（表示義務のある 7 品目）を確認し、食べられるものには「○」、食べられないものには「×」を付けてください。

※ そば、落花生（ピーナッツ）、キウイフルーツは、原則使用していません。

※ 表示義務のないアレルギー物質が含まれるおやつもありますので、品名（必要に応じ現物）によりご確認ください。

※ すべての食物アレルギー物質について、微量混入（コンタミネーション）の可能性は完全には排除できませんのでご注意ください。

保護者氏名 _____
(児童氏名 _____)

	品名（おやつ名）	アレルギー物質	喫食の可否	備考
1	□□□□□□	乳	×	
2	□□□□□□	卵、小麦	○	
3	□□□□□□			
4	□□□□□□			
14	□□□□□□	（7 品目無し）	○	
15	□□□□□□	えび・かに	○	

例 2 保護者から、普段食べているおやつ（食べられるおやつ）の確認を行い、概ね 1 週間程度のローテーションを確認し、おやつを決定する。

原因食物を含むことが明らかな、食べられないおやつについても、品名等について可能な限り聞き取り、おやつのメニューを工夫したり、提供時に十分注意するなどの配慮を行う。



【例3】 原因食物として申告の多い「卵」「乳」「小麦」について、成分としての含有量によっては、日常的に食している（食することが可能な）おやつがあることから、保護者と協議し、食べられる範囲を確認しておく（蓄積しておく）ことで除去対応の参考とする。

児童氏名 原因食物	食べられる もの	食べてはいけない もの
<u>1年</u> ◇◇◇◇ 卵	ドーナツ、カステラ、バウムクーヘン	カスタードクリーム、プリン、シュークリーム、アイスクリーム
<u>2年</u> ◇◇◇◇ 乳	焼き菓子（クッキー）	ヨーグルト、乳酸菌飲料、カスタードクリーム、アイスクリーム
<u>3年</u> ◇◇◇◇ 小麦	ポテトチップス	ビスケット、パン、クッキー、めん

【発注】

おやつの原材料は、変更されている可能性があるため、定期的に原材料（成分表示）を確認したうえで発注する。

発注時において、あらかじめ成分を確認している場合でも、業者側に対し、該当原因食物の含有の有無等の確認など、安全に対する協力依頼を可能な限り実施する。

限られたおやつ（保護者の確認又は指定等）の場合、他の児童とのバランスも十分考慮して発注する。

（3）提供の仕方について

- ① 食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつの提供がある場合は、その日の運営スタッフに分かりやすく事務室内に明示するなど、情報の共有に努める。
- ② 個別対応でのおやつのお皿等については、色を変えたり、シールを貼るなどし、目で見て分かりやすい工夫を行う。
- ③ 運営スタッフがおやつの分配を行う場合は、必ず複数の運営スタッフで確認する。児童が交代で担当する場合は、必ず複数の運営スタッフが現認・監督しながら実施する。また、この場合で、食物アレルギーのある児童が担当となる場合は、原因食物への接触がないよう十分配慮する。

(4) 配膳について

食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつを提供する場合、児童の配席には十分配慮する。

誤配が無いよう複数の運営スタッフにより確認する。

(5) 喫食中について

食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつを提供する場合、児童がおやつとの交換を行わないか注意深く見守る。

また、他の児童のおやつ（原因食物）の食べ残しやこぼれたものが、食物アレルギーのある児童に接触しないか注意する。

(6) 片付け・清掃について

食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつを提供する場合、他の児童のおやつ（原因食物）の残滓が想定されるため、片付けや清掃の分担には注意する。

(7) おやつ時間の運営スタッフ体制について

おやつの提供を行うにあたり、運営指導者及び子ども指導員は、参加児童のアレルギーに関する情報の再確認を行い、あわせて、複数の運営スタッフを配置する。

おやつの提供は、主に子ども指導員が行うが、運営指導者については、複数配置の運営スタッフとして割り振られていない場合であっても、必ず分配・配膳・片付け等を現認するなど、現状把握に努める。

掲載資料

資料 (P.16～27)

- 1 トワイライトスクールの事業概要
- 2 トワイタイトルームの事業概要
- 3 食物アレルギーの対応について（依頼）
- 4 食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ
- 5 トワイライトスクール・トワイタイトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書 ※1
- 6 食物アレルギーのある児童一覧表

参考 (P.28)

- 1 トワイライトスクール参加申込書（要綱第1号様式）
- 2 トワイタイトルーム参加申込書（要綱第9号様式）
- 3 トワイタイトルーム選択事業登録申請兼減免申請書
（要綱第10号様式）
- 4 トワイタイトルーム一時利用登録申請兼減免申請書
（要綱第16号様式）
- 5 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）

※1 指針の制定当時のものとは異なる最新のものを掲載しています。

※2 掲載を省略しています。
様式は、参考資料内「②放課後事業実施要綱」を参照してください。

トワイライトスクールの事業概要

1 事業趣旨

授業のある日の放課後や土曜日・長期休業中等に、遊びを通じた異学年交流、地域の方々等の協力による体験・交流活動や学びの活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性等を育てます。

2 対象者

参加を希望する1年生から6年生

3 活動日及び活動時間

- (1) 授業のある日 授業終了後 ～ 午後 6 時
- (2) 授業のない日 午前 9 時 ～ 午後 6 時

※ 授業のある日には、授業終了後、下校しないで学校から直接活動に参加します。

※ 日曜日・休日・年末年始等は、活動しません。

※ 希望する日だけに参加したり、午後6時以前に帰ったりすることもできます。

4 活動場所

トワイライトスクール プレイルーム

※ 学校教育に支障のない範囲で、運動場、体育館等の学校施設も利用します。

5 活動内容例

- (1) 遊び（室内や屋外での自由遊び、縄跳び、トランプ、ドッジビー、けんだま、オセロ、将棋等）
- (2) 学び（学びの講座、自習タイム、質問タイム、読書活動等）
- (3) 体験（伝統芸能、伝承遊び、茶道、華道、紙工作、英語遊び等）
- (4) 交流（地域活動・行事への参加、地域交流事業、親子参加型事業等）

6 運営スタッフ

- (1) 教育に識見を有する職員であり運営全般を総括する「運営指導者」と、子どもの見守りや活動支援のために協力する地域の方々である「地域協力員（アシスタントパートナー）」が、日々の運営を行い、児童の活動や取り組みを支援します。
- (2) 体験活動等は、地域のボランティアの方々の協力を得て随時実施します。

7 保護者負担

- (1) 参加にあたり、保険関係費（年間400円程度）をご負担いただいています。
- (2) 体験・交流活動に伴う材料費等の実費相当額をいただくことがあります。

8 参加方法等

- (1) 授業のある日には授業終了後下校しないで、そのままトワイライトスクールに行き参加票を出します。参加票の記入・確認は、毎回保護者の方が行ってください。
- (2) 土曜日・長期休業中等の給食がない日に、昼食時間を含めて参加する場合は、弁当とお茶を持たせてください。
- (3) 「おやつ」はありません。ご家庭からも持参させないでください。（ただし、健康上特に必要な場合は、運営指導者にご相談ください。）
- (4) 遊び道具等はトワイライトスクールで用意します。ご家庭から持ち込まないようお願いします。（ただし、体験活動等で必要なものがある場合には、あらかじめ連絡します。）
- (5) 開設時間は、午後6時までです。お迎えは、開設時間内（午後6時まで）に完了してください。

9 活動の休止（基本的に学校の取り扱いに準じます）

- (1) 震度5強以上の地震が発生した場合
ただちに活動を休止し、保護者に引き渡します。
- (2) 名古屋市または愛知県、愛知県西部、尾張東部に暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合

① 授業のある日

- ア 学校管理下では、学校の基準に従い待機・下校します。
- イ 午前11時までに解除されれば、午後1時から活動します。
午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
- ウ 活動中に発令された場合は、活動を休止します。

② 授業のない日（土曜日・長期休業中）

- ア 午前7時の時点で発令されている場合は、午前中の活動を休止します。
- イ 午前11時までに解除されれば、午後1時から活動します。
午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
- ウ 活動中に出了場合は、活動を休止します。

※ 台風の接近に伴い、トワイライトスクールの活動を休止する場合があります。

※ 大雨警報や洪水警報、震度5弱以下の地震等の場合は、原則として活動します。

ただし、学校周辺に相当の被害が発生するおそれが予想される場合、通学路の状況を把握し、学校等から情報を得て、活動を休止することがあります。

【お 願 い】

震度5強以上の地震が発生した場合や暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合は、速やかに保護者の方によるお迎えをお願いします。

10 参加申し込みの手続き

- (1) 保険関係費をコンビニエンスストアで払い込み、「払込受領証」を受け取り、必要事項を記入した参加申込書の保険関係費払込受領証貼付欄（登録資料添付欄）に払込受領証をのり付けして提出します。
- (2) 参加開始希望日の7日前までに、トワイライトスクール事務室まで参加申込書を提出してください。
- (3) 参加申し込みの有効期間は、その年度内です。毎年度申し込みが必要となります。
- (4) 参加申し込みが完了したお子様には、後日、「参加票」をお渡しします。参加する日には、毎回、保護者の方が必要事項を記入・確認し、お子様に必ず持たせてください。参加受付時に、お迎えの時刻を確認します。

11 保護者の方へのお願い

- (1) 参加する日は、お迎えに来る方とお子様の間で参加票の記入内容やお迎えの時刻等をきちんと確認しておいてください。
- (2) 参加や帰宅時の送迎は、原則として保護者の責任で行っていただきます。
- (3) 各トワイライトスクールでは、地域の実情や各学校のきまり等を考慮して、安心・安全な運営に努めています。「トワイライトスクールのきまり」やお知らせ等について、お子様とともにご確認ください。
- (4) 参加申込書の記載事項に変更がある場合は、その都度、各トワイライトスクールの運営指導者まで連絡してください。
- (5) 土曜日や長期休業中等でお昼を挟んで参加する場合は、原則として弁当を持ってくる必要があります。また、体験活動の一環で食物を扱う講座を行う場合があります。お子様に食物アレルギーがあり、参加にあたって配慮が必要な場合は、各トワイライトスクールの運営指導者にご相談ください。
- (6) 運営スタッフは小学校の教職員ではありません。運営に関する問い合わせは、学校ではなく、各トワイライトスクールの運営指導者をお願いします。

トワイライトルームの事業概要

1 事業趣旨

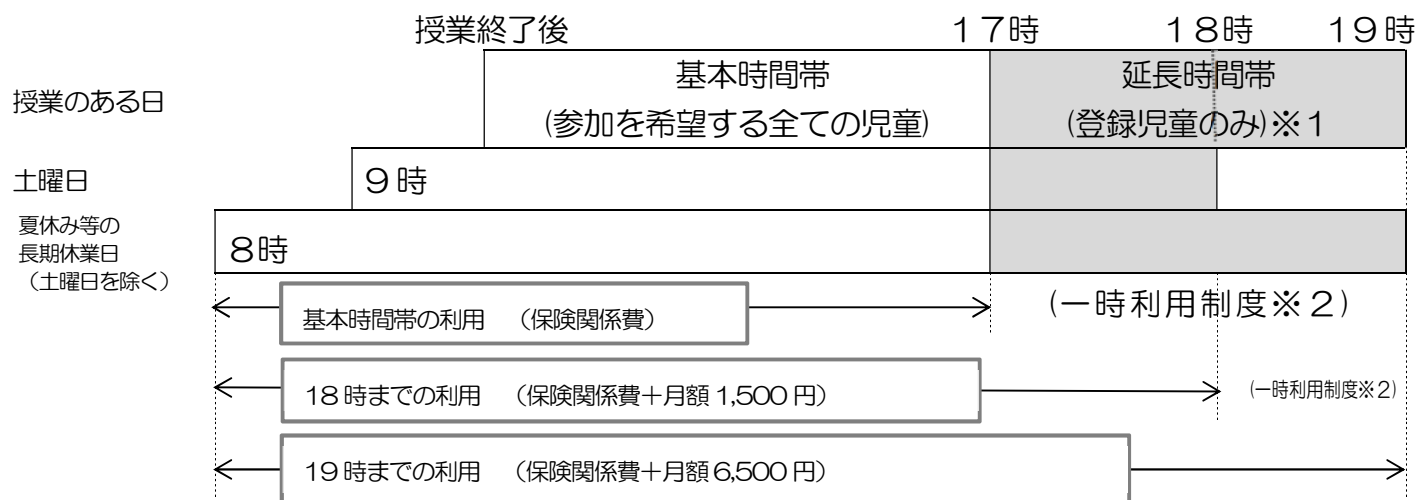
授業のある日の放課後や土曜日・長期休業中等に、遊びを通じた異学年交流、地域の方等の協力による体験・交流活動や学びの活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性等を育む役割と、留守家庭等の子どもが安心やくつろぎを感じて過ごすことができるよう、子育て支援等としての役割を併せもつ事業を小学校施設において一体的に実施する事業です。

2 対象者

基本時間帯： 参加を希望する1年生から6年生

延長時間帯： 基本時間帯の登録者のうち、就労等で保護者が家庭にいないこと等により、子育てへの支援を希望する家庭の児童

3 開設時間及び利用料等



【活動日及び活動時間】

月曜日～土曜日（休日、12月29日～1月3日を除く）

	基本時間帯	延長時間帯
授業のある日	授業終了後～17 時	17 時～19 時
土曜日	9 時～17 時	17 時～18 時
夏休み等の長期休業日（土曜日を除く）	8 時～17 時	17 時～19 時

【登録及び利用料等】

(1) 基本時間帯のみの利用の場合

参加にあたり、保険関係費（年間 400 円程度）をご負担いただいています。

また、体験・交流活動に伴う材料費等の実費相当額をいただくことがあります。

17 時以降の利用をご希望の場合は、一時利用制度をご利用いただくこともできます（有料）。

(2) 延長時間帯を利用する場合（※1）

基本時間帯の参加申込とは別に、「選択事業登録」が必要です。

保護者が次の要件に該当する場合に、登録することができます。

就労、就学又は技能訓練、求職活動、病気・負傷・障害・看護・介護、妊娠・出産、災害、その他

18 時までの利用	月額 1,500 円	（おやつ代を含む）
19 時までの利用（土曜日は 18 時まで）	月額 6,500 円	（おやつ代を含む）

一時利用制度について（※2）

1 日単位で延長時間帯を利用でき、利用料は 1 日（1 回）1,000 円です。

就労、傷病、災害、事故、出産、親族の看護・介護、冠婚葬祭等、やむを得ない理由がある場合に利用できます。利用に際しては、事前の登録が必要です。

※生活保護受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯（注）は、利用料が減免される場合があります。（減免の申請が必要です。）

注：選択事業登録児童の保護者がひとり親家庭等医療証の交付を受けている世帯が減免対象です。
児童の医療証だけでは減免対象とはなりません。

4 活動場所

トワイライトルーム プレイルーム

※学校教育に支障のない範囲で、運動場、体育館等の学校施設も利用します。

5 活動内容例

〔基本時間帯〕

- 「遊び」・「学び」・「体験」・「交流」を日々組み合わせて実施します。
- 「遊び」は室内や屋外での自由遊び、トランプ、将棋、縄跳び、ドッジビー等、「学び」は講座、自習、読書活動等、「体験」は伝承遊び、茶道、紙工作等、「交流」は地域行事への参加、親子参加型事業等を行います。

〔延長時間帯〕

- おやつ（菓子類、果物、乳製品等）を食べながら、子ども指導員を中心として1日を振り返ってのお話会を行う等、子どもたちとふれあい、くつろぎや安心感を持たせるような関わりをしていく時間帯です。
- お迎えにくる保護者に子どもの様子や変化を伝えたり、子育ての相談にのったりして、継続的な子育て支援を行います。

6 運営スタッフ

教育に識見を有する職員であり、運営全般を総括する「運営指導者」と、子どもの遊びや生活面でのサポートをする「子ども指導員」、子どもの見守りや活動支援のために協力する地域の方々である「地域協力員」が、日々の運営を行い、児童の活動や取り組みを支援します。また、体験活動等の際には、地域のボランティアの方々に協力をいただきます。

7 活動の休止（基本的に学校の取り扱いに準じます）

- (1) 震度5強以上の地震が発生した場合
ただちに活動を休止し、保護者に引き渡します。
 - (2) 名古屋市または愛知県、愛知県西部、尾張東部に暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合
 - ① 授業のある日
 - ア 学校管理下では、学校の基準に従い待機・下校します。
 - イ 午前11時までに解除されれば、午後1時から活動します。
午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
 - ウ 活動中に発令された場合は、活動を休止します。
 - ② 授業のない日（土曜日・長期休業中）
 - ア 土曜日は午前7時、長期休業中は午前6時の時点で発令されている場合は、午前中の活動を休止します。
 - イ 午前11時までに解除されれば、午後1時から活動します。
午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
 - ウ 活動中に発令された場合は、活動を休止します。
- ※ 台風の接近に伴い、トワイライトルームの活動を休止する場合があります。
- ※ 大雨警報や洪水警報等、震度5弱以下の地震の場合は、原則として活動します。
ただし、学校周辺に相当の被害が発生するおそれが見込まれる場合、通学路の状況を把握し、学校等から情報を得て、活動を休止することがあります。

【お 願 い】

震度5強以上の地震が発生した場合や暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難勧告・避難指示（緊急）が発令された時は、速やかに保護者の方によるお迎えをお願いします。

8 参加申し込みの手続き

- (1) 保険関係費をコンビニエンスストアで払い込み、「払込受領証」を受け取り、必要事項を記入した参加申込書の保険関係費払込受領証貼付欄（登録資料添付欄）に払込受領証をのり付けして提出します。
- (2) 参加開始希望日の 7 日前までに、トワイライトルーム事務室まで参加申込書を提出してください。延長時間帯を利用する場合は、利用を開始する月の前月の 25 日までに、参加申込書とあわせて(3)に示す選択事業登録の手続きに必要な書類を提出してください。
ただし、4 月から延長時間帯を利用したい方は、別で指定する日までに、必要書類をご提出ください。
- (3) 選択事業登録の手続きには、以下の書類が必要です。
 - ア 選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書
 - イ 選択事業登録を必要とする理由に応じた証明書類（保護者の人数分）※利用料の減免を希望する方は、必要に応じて確認書類を提出していただく場合があります。
- (4) 参加申し込みの有効期間は、その年度内です。毎年度申し込みが必要となります。
- (5) 参加申し込みが完了したお子様には、後日、「参加票」をお渡しします。参加する日には、毎回、保護者の方が必要事項を記入・確認し、お子様に必ず持たせてください。参加受付時に、お迎えの時刻を確認します。

9 保護者の方へのお願い

- (1) 参加する日は、お迎えに来る方とお子様の間で参加票の記入内容やお迎えの時刻等をきちんと確認しておいてください。
- (2) 参加や帰宅時の送迎は、原則として保護者の方の責任で行っていただきます。
- (3) 各トワイライトルームでは、地域の実情や各学校のきまり等を考慮して、安心・安全な運営に努めています。「トワイライトルームのきまり」やお知らせ等について、お子様とともにご確認いただき参加してください。
- (4) 参加申込書の記載事項に変更がある場合は、その都度、各トワイライトルームの運営指導者まで連絡してください。
- (5) 土曜日や長期休業中等でお昼を挟んで参加する場合は、原則として弁当を持ってきていただくことになっています。また、体験活動の一環で食物を扱う講座を行う場合があります。
お子様に食物アレルギーがあり、参加にあたっての配慮が必要な場合は、各トワイライトルームの運営指導者にご相談ください。
- (6) 延長時間帯では、おやつを提供します。そのため、お子様に食物アレルギーがあり、配慮が必要な場合は、登録申請の際に運営指導者まで必ずお申し出ください。
なお、選択事業登録や一時利用登録の申請書に、アレルギーの原因となる食物を記載する欄がございますので、ご確認の上、必ずご記入ください。
- (7) 利用料のお支払いは、口座振替・自動引落をご利用いただきますようご協力ください。なお、選択事業の利用料は利用月の 25 日に、一時利用の利用料は利用月の翌月の 25 日に引き落としとなります。ただし、初回は納付書でのお支払いとなります。
- (8) きめ細やかな配慮のもと、全てのお子様が充実した活動に取り組めるよう、必要に応じて、運営指導者とお子様や保護者の方との面談を実施することがあります。その際は、ご協力をお願いいたします。また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。
- (9) 運営スタッフは小学校の教職員ではありません。運営に関する問い合わせは、学校ではなく、各トワイライトルームの運営指導者をお願いします。

年 月 日

保護者の方へ

〇〇〇 小学校トワイライトスクール

食物アレルギーの対応について（依頼）

お子様の食物アレルギーに配慮し、トワイライトスクールに安心して参加していただくため、下記の書類の提出にご協力くださいますようお願いいたします。

また、この書類をもとに、保護者の方に簡単にお話をお伺いいたしますので、書類が整いましたらトワイライトスクールまでご連絡の上、お越しくくださいますようお願いいたします。

記

1. 提出していただく書類

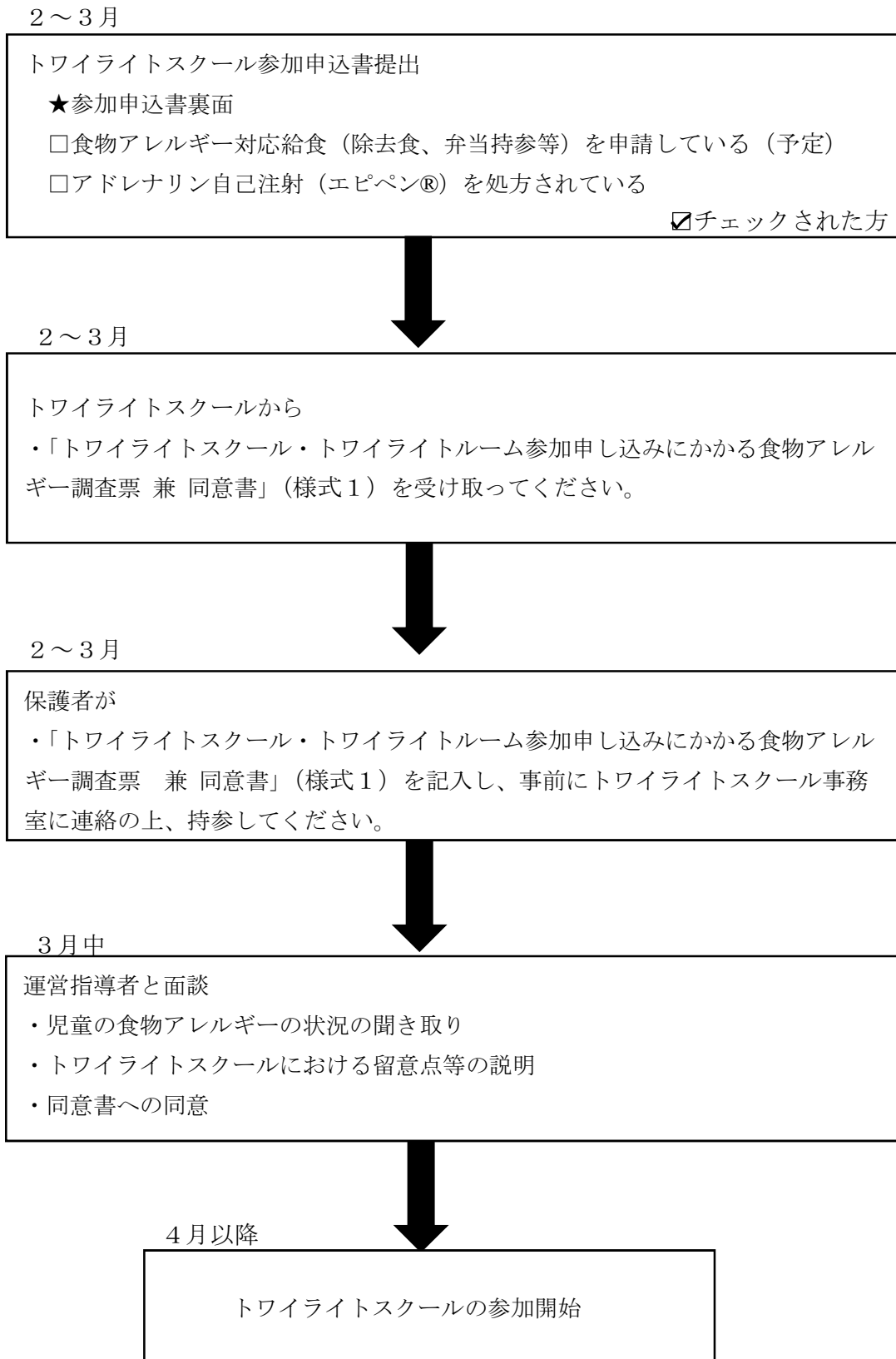
「トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書」（様式1）

2. 留意点

- ・トワイライトスクール参加申込書において、「学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）」又は、「アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている」に☒チェックされた方に依頼するものです。
- ・トワイライトスクールは学校とは別に実施する事業です。学校にアレルギーに関する書類をご提出いただいているところですが、トワイライトスクールにおいても、別添の調査票 兼 同意書をご提出いただく必要がありますので、ご協力ください。

〇〇小学校トワイライトスクール
電話：〇〇〇－△△△△

食物アレルギーのある児童の受け入れまでの流れ



食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ

トワイライトスクールは、学校の教育活動とは別に実施する事業であり、運営を本市から民間事業者へ委託しております。運営スタッフは学校の教職員ではなく、民間事業者から派遣された運営指導者と地域のボランティア（地域協力員）が、放課後の児童の安全を見守っております。

トワイライトスクールにおいて、アレルギー症状が出た場合、児童の安全確保のため、出来る限り適切かつ迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

そのために、次の点についてご了解いただき、児童の参加をお願いします。

- 1 児童のアレルギーの状況を把握するため、事前に「食物アレルギー調査票兼同意書」を提出してください。その調査票をもとに、運営指導者が面談をさせていただきます。
- 2 学校給食アレルギー対応のために、学校長に提出された「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」について、学校長からトワイライトスクールに写しの提供を受けることをご了承ください。
- 3 トワイライトスクールで取得した児童の食物アレルギーに関する個人情報について、児童の安全確保のため、運営に携わるスタッフで情報共有させていただきます。また、必要に応じて、児童にアレルギーがあることを、一緒に参加する児童にも伝えることをご了承ください。
- 4 トワイライトスクールにおいて、緊急時薬やエピペン[®]の使用を希望される場合は、児童に持参の上、トワイライトスクールに参加させてください。
学校に預けている緊急時薬やエピペン[®]をトワイライトスクールで使用することはできません。また、持参することは、学校の担任の先生にもお伝えください。

（裏面もあります）

- 5 トワイライトスクール参加中に、児童の様子に変化があった場合には、運営スタッフが保護者から、対応の指示をいただきますので、連絡がとれるようご協力ください。

保護者と連絡が取れない場合は、運営指導者の判断で緊急時薬の使用や救急車の要請をいたします。

児童の症状が重い場合は、できるだけ早く救急車を要請します。エピペン[®]をトワイライトスクールに持ってきている場合には、救急車到着時に救急隊に使用の判断を任せます。

- 6 救急車到着前に、救急隊からの指示、又は緊急性が高く、時間的猶予がない場合は、運営指導者がエピペン[®]を使用する場合があります。その場合に備え、運営指導者が適切な対応をとれるよう、緊急時薬やエピペン[®]の使用のタイミングや使用方法等について、保護者が運営指導者に詳しく説明していただきますようお願いします。

- 7 トワイライトスクールは、運営指導者とボランティア（地域協力員）といった少人数の運営スタッフが、日々、参加児童が変わる中で、児童が安全に活動できるよう見守りを行っています。

アレルギーに関する専門知識を持つスタッフはおりませんので、アレルギーのある児童への対応につきましては、学校現場と同様の対応ができないなど、ご要望を全て受けることはできないことをご理解・ご了承ください。

記入年月日： 年 月 日

トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる
食物アレルギー調査票 兼 同意書

小学校	年	組	児童氏名	性別
			保護者氏名	
			緊急連絡先1 ()	—
			緊急連絡先2 ()	—

※トワイライト活動中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

食物アレルギーのために受診している医療機関

医療機関名 医師名

質問1 食物アレルギーのため、現在除去中の食物はありますか。

☐ いいえ☐ はい 食物名 ()

質問2 食物アレルギーの症状について、原因食物と、これまでに経験したことのある症状を記入してください。

食物名	具体的な症状

質問3 食物アレルギーの原因となる食物が皮膚についた、あるいは吸い込んだだけで症状が出たことがありますか。

☐ いいえ☐ はい 食物名 ()

質問4 食後に運動し、アレルギー症状が出たことがありますか。

☐ いいえ☐ はい 食物との関連 (☐あり ・ ☐ なし)

質問5 アナフィラキシーを起こしたことがありますか。

☐ いいえ☐ はい (原因食物：)
(最終の発病年月日： 年 月 日)質問6 現在、緊急時に備えた処方薬がありますか。(☐あり ・ ☐ なし)

「あり」の場合で、お子さんが処方薬を携帯して参加する場合は、具体的にお知らせください。

☐ 抗ヒスタミン薬・ステロイド薬・気管支拡張薬 薬品名☐ アドレナリン自己注射薬 (エピペン®)☐ その他 ()

質問7 土曜日や長期休業中、給食のない日などで、お昼を挟んで参加する場合は、原則お弁当を持参して参加していただくことになっています。他の参加児童と一緒にお弁当を食べる際に気をつけてほしいことはありますか。「はい」の場合は具体的に記入してください。

☐ いいえ

☐ はい →

☆トワイライトスクールやトワイライトルームに参加するにあたり、食物アレルギーに関してその他に注意してほしい点などありましたら、ご記入ください。

【以下は、運営指導者との個別面談時にご記入下さい。】

【 同 意 書 】

別紙「食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ」について、内容を理解しましたので、以下にチェック☑した項目について同意いたします。

年 月 日

氏名

- ☐ 児童のアレルギー対応について、必要に応じて運営指導者へ情報提供する必要があること。
- ☐ 「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」を学校長に提出している場合は、学校長からトワイライトスクール・トワイライトルーム（以下「トワイライト」という。）に写しの提供を受けること。
- ☐ この調査票及びアレルギー対応に関する情報は、運営に携わるスタッフ全員に共有されること。
また、必要に応じて一緒に参加する児童に、児童に食物アレルギーがあることを伝えること。
- ☐ 緊急時薬・エピペン®の使用を希望される場合は、児童に持参の上、参加させること。
（学校に預けている緊急時薬・エピペン®をトワイライトで使用することはできないこと。）
- ☐ 児童の様子に変化があった場合には、万一保護者と連絡が取れなくても、緊急時薬の使用や救急車を要請する場合があること。
- ☐ 救急車を要請した場合には、緊急時薬・エピペン®を救急隊に渡したり、救急車到着前にエピペン®を使用する場合があること。
- ☐ 運営スタッフに食物アレルギーの専門知識を有する者がいないため、学校と同様の対応が難しいこと。

※ トワイライト記入欄

年 月 日

※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

学年	クラス	児童氏名	原因食物	保護者氏名	緊急連絡先1	緊急連絡先2
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

学校生活管理指導表（食物アレルギー用）

名古屋市教育委員会

食物アレルギー（あり・なし） アナフィラキシー（あり・なし）		病型・治療		学校生活上の留意点		☆保護者	
A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）		1 即時型		A 給食		電話：	
2 口腔アレルギー症候群		3 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		1 管理不要		☆連絡医療機関	
B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往症ありの場合のみ記載）		1 食物（原因）		2 保護者と相談し決定		医療機関名	
2 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		3 運動誘発アナフィラキシー		B 食物・食材を扱う授業・活動		緊急連絡先	
3 運動誘発アナフィラキシー		4 昆虫		1 配慮不要		電話：	
4 昆虫		5 医薬品		2 保護者と相談し決定			
5 医薬品		6 その他（ ）		C 運動（体育・部活動等）			
6 その他（ ）				1 管理不要			
C 原因物質・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に診断根拠を記載		1 鶏卵		2 保護者と相談し決定			
2 牛乳・乳製品		2 牛乳・乳製品		D 宿泊を伴う校外活動			
3 小麦		3 小麦		1 配慮不要			
4 ソバ		4 ソバ		2 食事やイベントの際に配慮が必要			
5 ピーナッツ		5 ピーナッツ		E その他の配慮・管理事項		記載日	
6 種実類・木の実類		6 種実類・木の実類		（自由記載）		年 月 日	
7 甲殻類（エビ・カニ）		7 甲殻類（エビ・カニ）				医師名	
8 果物類		8 果物類				（印）	
9 魚類		9 魚類					
10 肉類		10 肉類				医療機関名	
11 その他1		11 その他1					
12 その他2		12 その他2					
D 緊急時に備えた処方薬		1 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）					
1 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）		2 アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）					
2 アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）		3 その他（ ）					
3 その他（ ）							

○ 学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。

- 1 同意する
- 2 同意しない

保護者署名 _____

トワイライトスクール等におけるアレルギー対応検討会

◎座長 (50音順・敬称略)

委 員 名	所 属	職・役職等
◎伊 藤 浩 明	あいち小児保健医療総合センター	内科部長
	NPO 法人アレルギー支援ネットワーク	副理事長
伊 東 さゆり	名古屋市立小中学校 PTA 協議会	副会長（母親理事代表(正)）
岡 本 理 恵	名古屋市健康福祉局健康部健康増進課	地域看護係長
小 口 博 則	名古屋市立栄小学校	校 長
宍 戸 弘	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	専門員
野 村 孝 泰	名古屋市立大学大学院医学研究科	助 教
深 田 陽一郎	名古屋市教育委員会事務局学校保健課	指導主事

トワイライトスクール・トワイライトルームにおける食物アレルギー対応指針

発 行：名古屋市子ども青少年局青少年家庭部放課後事業推進室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

TEL 052-972-3229

FAX 052-972-4119

E-mail：a3092@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

発行年月：平成 2 6 年 1 1 月

⑩放課後事業の再参加について

1 趣旨

放課後事業の参加については、授業終了後、学校から直接参加することを原則としている。しかしながら、たくさんの友達や地域の大人と交流することのできる放課後事業への参加機会を出来るだけ広く認め、様々な家庭環境の子どもも幅広く参加できるようにすることが、子どもたちの放課後を豊かなものにするために有意義である。

そのため、土曜日・長期休業中について、児童の安全面などを考慮した一定のルールのもとに、一旦、自宅や留守家庭児童育成会（いわゆる学童保育所）など学校外に出てからの二度目の参加(再参加)を認めることとする。

2 土曜日・長期休業中の再参加

土曜日・長期休業中は、一旦学校外に出てから二度目の参加を認める。

(1) 参加方法

下記の太字部分（図の  部分）を認めることとする。

(2) 経路

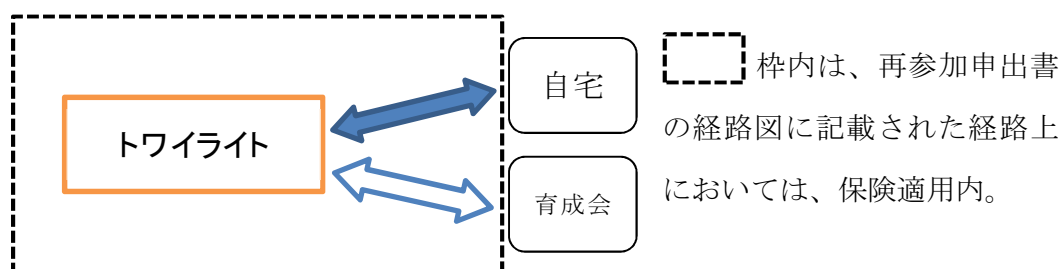
○ 自宅・留守家庭児童育成会 → トワイライト →

（自宅・留守家庭児童育成会※1） → トワイライト →

（自宅・留守家庭児童育成会） →  トワイライト（※2）

※1 トワイライトと自宅・留守家庭児童育成会以外の場所(習い事など)を直接行き来することは認めない（自宅・留守家庭児童育成会との往復途上のみ保険適用）。

※2 トワイライトとトワイライトの間に2回以上学校外を挟むことは、児童の参加把握が複雑となり、安全管理上問題があるため認めない。



3 授業のある日の再参加の特例

授業のある日については、下の例示の条件に示すように、児童の通学路の安全が確保できれば再参加を認めることとする。

また、留守家庭児童育成会からの参加については集団的参加と位置付ける。

《例》 個人的参加 条件：安全の確保（事前確認＋保護者等の送迎 など）

集団的参加 条件：安全の確保（事前確認＋指導員等の送迎 など）

○ 学校 → （自宅・留守家庭児童育成会） → トワイライト

○ 学校 → トワイライト → （自宅・留守家庭児童育成会） → トワイライト

4 保護者等の送迎

基本的には、現行の各トワイライトにおける送迎ルールに準ずる。

ただし、留守家庭児童育成会との往復途上については、複数児童での移動が見込まれるため、原則として指導員の送迎を条件とする。

（名古屋市子ども青少年局放課後事業推進室）